

平成 30 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会資料

平成30年度第1回 大阪府都市計画審議会

資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
439	北部大阪都市計画道路の変更	1
440	東部大阪都市計画道路の変更	27
441	東部大阪都市計画道路の変更	31
442	東部大阪都市計画道路の変更	41
443	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	51
444	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	61
445	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)	71

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【高槻市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
3・2・207-2号 十三高槻線	約 8,080m	30m	交差構造及び構造形式の変更
3・3・207-3号 牧野高槻線	約 300m	26m	幅員、延長、起点、終点及び名称等の変更 (標準幅員：32m⇒26m) (変更前延長：約 3,710m)
3・3・207-8号 高槻南駅前線	約 590m	22m	一部区間の廃止並びに終点、延長及び名称の変更 (変更前延長：約 7,690m)
3・5・207-27号 藤の里天川線	—	—	全線廃止 (変更前延長：約 720m) (変更前幅員：12m)
3・5・207-33号 別所山手線	—	—	全線廃止 (変更前延長：約 620m) (変更前幅員：12m)

2. 変更理由

北部大阪都市計画道路のうち、3・2・207-3号牧野高槻線は、枚方市域と高槻市域を結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、延長、幅員及び構造形式等を変更し、名称を3・3・

207-3号牧野高槻線とするとともに、3・2・207-2号十三高槻線について交差構造等を変更するものである。

あわせて、北部大阪都市計画道路のうち、3・2・207-3号牧野高槻線、3・3・207-8号高槻駅柱本線、3・5・207-27号藤の里天川線及び3・5・207-33号別所山手線について「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、3・5・207-27号藤の里天川線及び3・5・207-33号別所山手線を廃止するものである。また、3・2・207-3号牧野高槻線の一部区間を廃止するとともに、3・3・207-8号高槻駅柱本線の一部区間を廃止し、名称を3・3・207-8号高槻南駅前線に変更するものである。

位置図

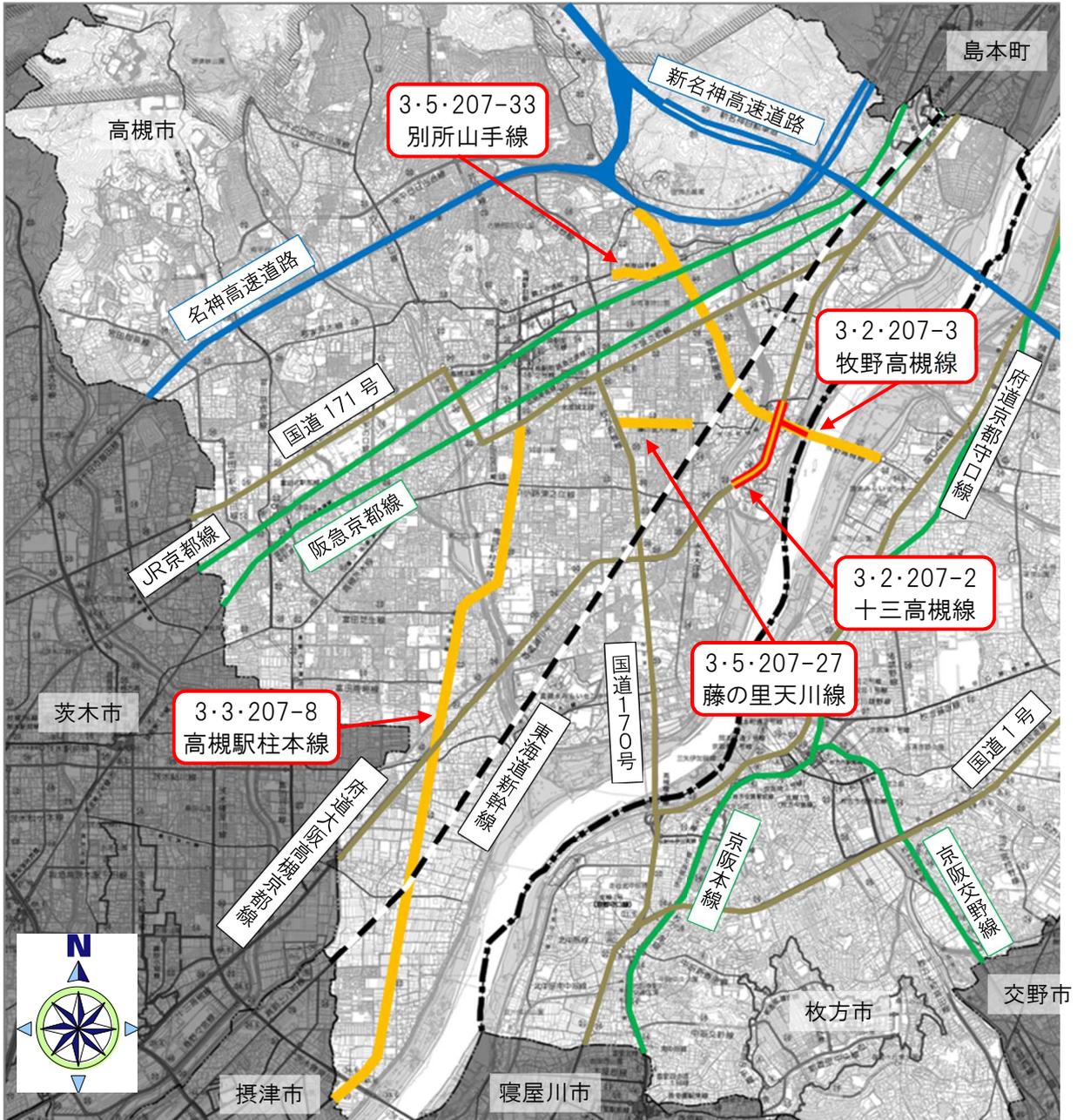
- 【凡例】
- 変更前の区域 (廃止する区域) 
 - 変更後の区域 
 - 自動車専用道路 
 - 主要な道路 
 - 東海道新幹線 
 - 鉄道 

北部大阪都市計画区域

高槻市

枚方市

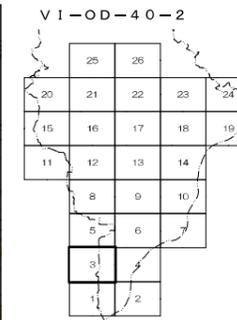
東部大阪都市計画区域



北部大阪都市計画図(高槻市)

1:2,500
VI-OD-40-2

No. 3



	行政区域界
	市街化区域界
凡 例	
	都市計画道路等
	変更後都市計画線
	変更前都市計画線
	都市高速鉄道
	駅前広場・自転車駐車場
	公園・緑地
	基 礎 施 設 区 画
	供給処理施設 公共下水道 流域ごみ焼却
	火 葬 場

3・3・207-8
高槻駅柱本線

株式会社
バスコ 調製

平成28年測量 この図面は、1:500高槻市ペーパースタンプ(平成25年1月撮影、平成26年3月作成)を元に縮尺し40-2。

1:2,500



「この測量成果は、国土情報院長の助業を受けて得たものである。
(測量番号) 平26測出第226号」

高 槻 市

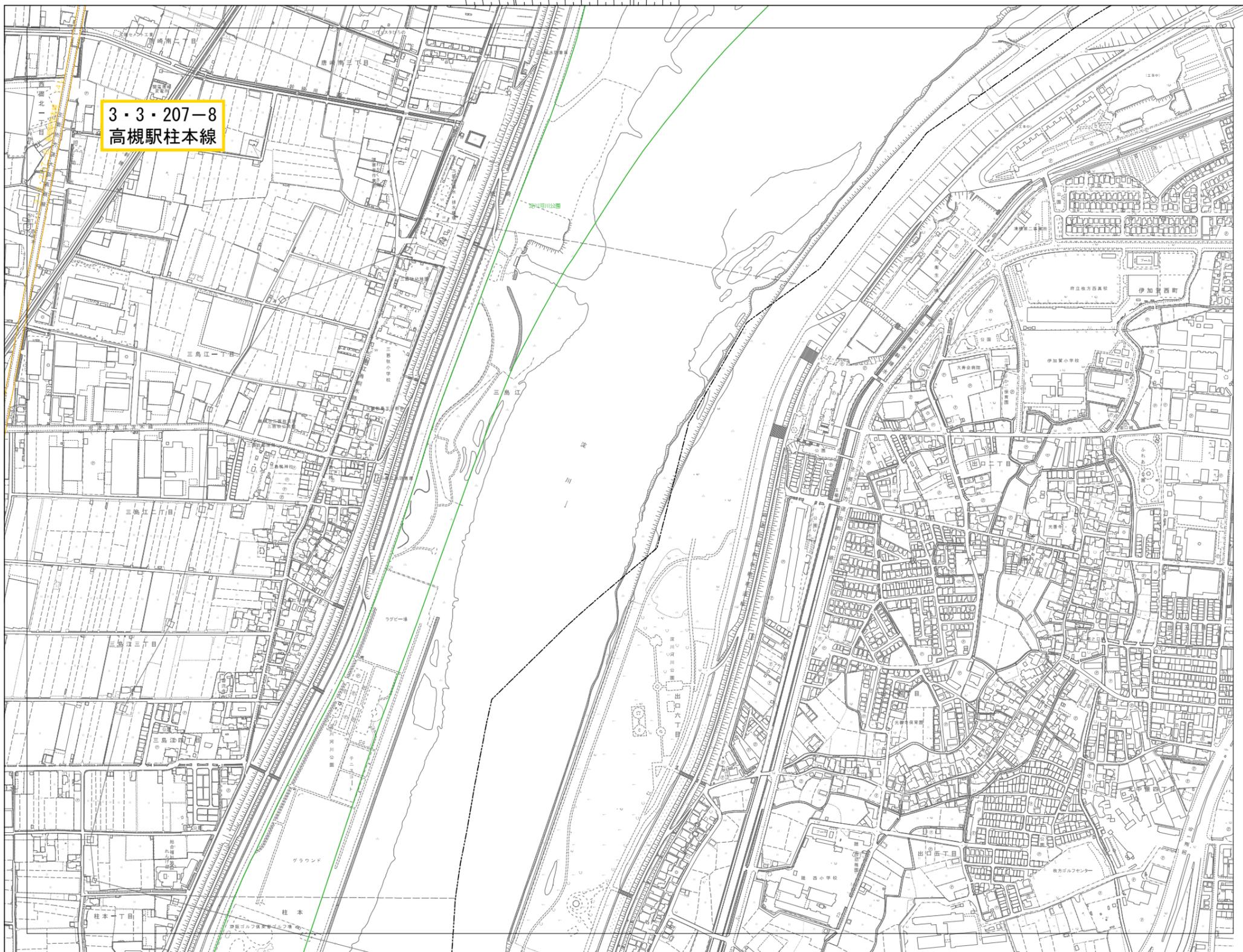
VI-OD-40-2

この都市計画図は、平成14年国土交通省令第9号の規定による第1種都市計画図として作成されたものである。図面に示してある道路は、道路法第20条第1項の規定に基づき、5.0メートル未満の幅員を有する道路を除き、10メートル以上の幅員を有する道路の平均幅員を5.0メートルとし、幅員が5.0メートル未満の道路は、道路法第20条第2項の規定に基づき、道路幅員が5.0メートル未満の道路と見做すこととする。

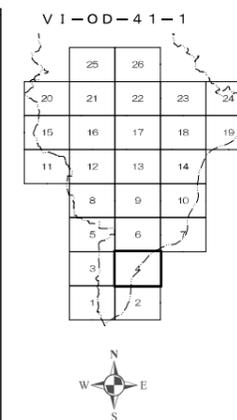
北部大阪都市計画図(高槻市)

No. 4

1:2,500
VI-OD-41-1



3・3・207-8
高槻駅柱本線



	行政区域界
	市街化区域界
凡 例	
	都市計画道路等
	変更後都市計画線
	変更前都市計画線
	都市高速鉄道
	駅前広場・自転車駐車場
	公園・緑地
	基 図
	供給処理施設 公共下水道 流域ごみ焼却場
	火 葬 場

この図面は平成14年国土交通省令第9号の規定による都市計画図面として作成されたものである。図面に表示してある道路は、道路法第2条第1項の規定に基づき、5.0メートル未満の幅員を有する道路を除き、道路法第2条第1項の規定に基づき、5.0メートル以上の幅員を有する道路として作成されたものである。また、この図面は、都市計画図面として作成されたものである。なお、この図面に表示してある道路は、必ずしも、道路法第2条第1項の規定に基づき、5.0メートル以上の幅員を有する道路として作成されたものであるとは限らない。

平成28年測量 この図面は、1:500高槻市ベースマップ(平成25年1月撮影、平成26年3月作成)を基に縮尺したものである。

1:2,500

この図面は、国土情報院の提供を受けたものである。(測量番号) 平28測出第226号

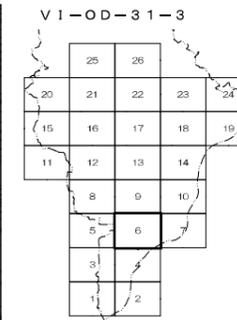
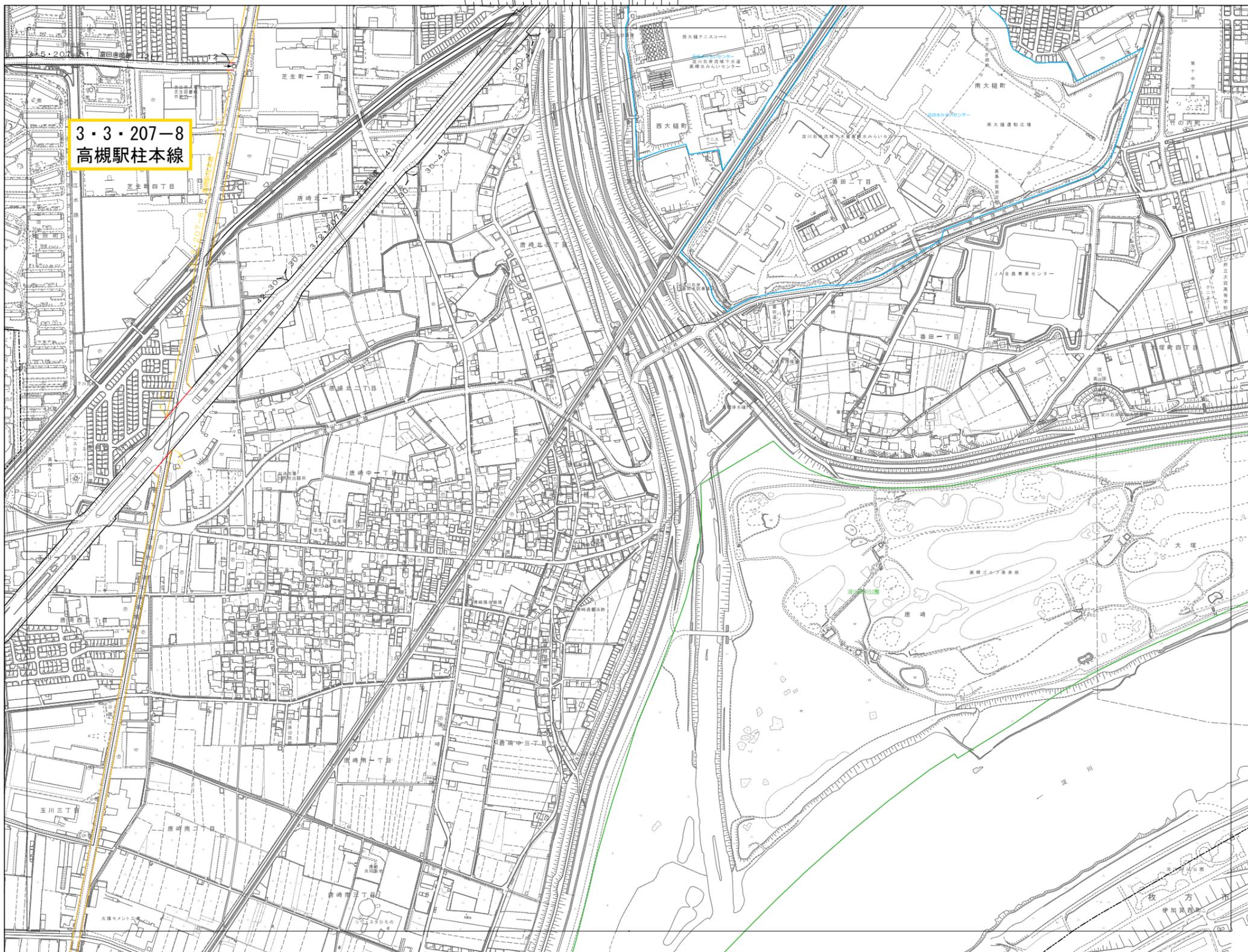
高 槻 市

VI-OD-41-1

北部大阪都市計画図(高槻市)

No. 6

1:2,500
VI-OD-31-3



	行政区域界
	市街化区域界
凡 例	
	都市計画道路等
	変更後都市計画線
	変更前都市計画線
	都市高速鉄道
	駅前広場・自転車駐車場
	公園・緑地
	基 図
	供給処理施設 公共下水道 流域ごみ焼却
	火 葬 場

株式会社
パスコ
調製

平成28年測量 この図面は、1:500高槻市ベースマップ(平成25年1月撮影、平成26年3月作成)を元に縮尺したものである。



この図面は、国土情報系のデータを基に作成されたものである。
(調査年度)平成28年度(2016年度)

高 槻 市

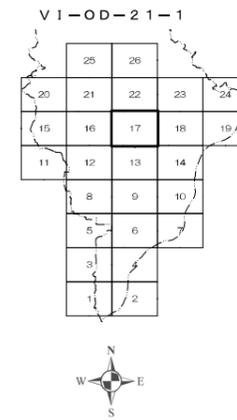
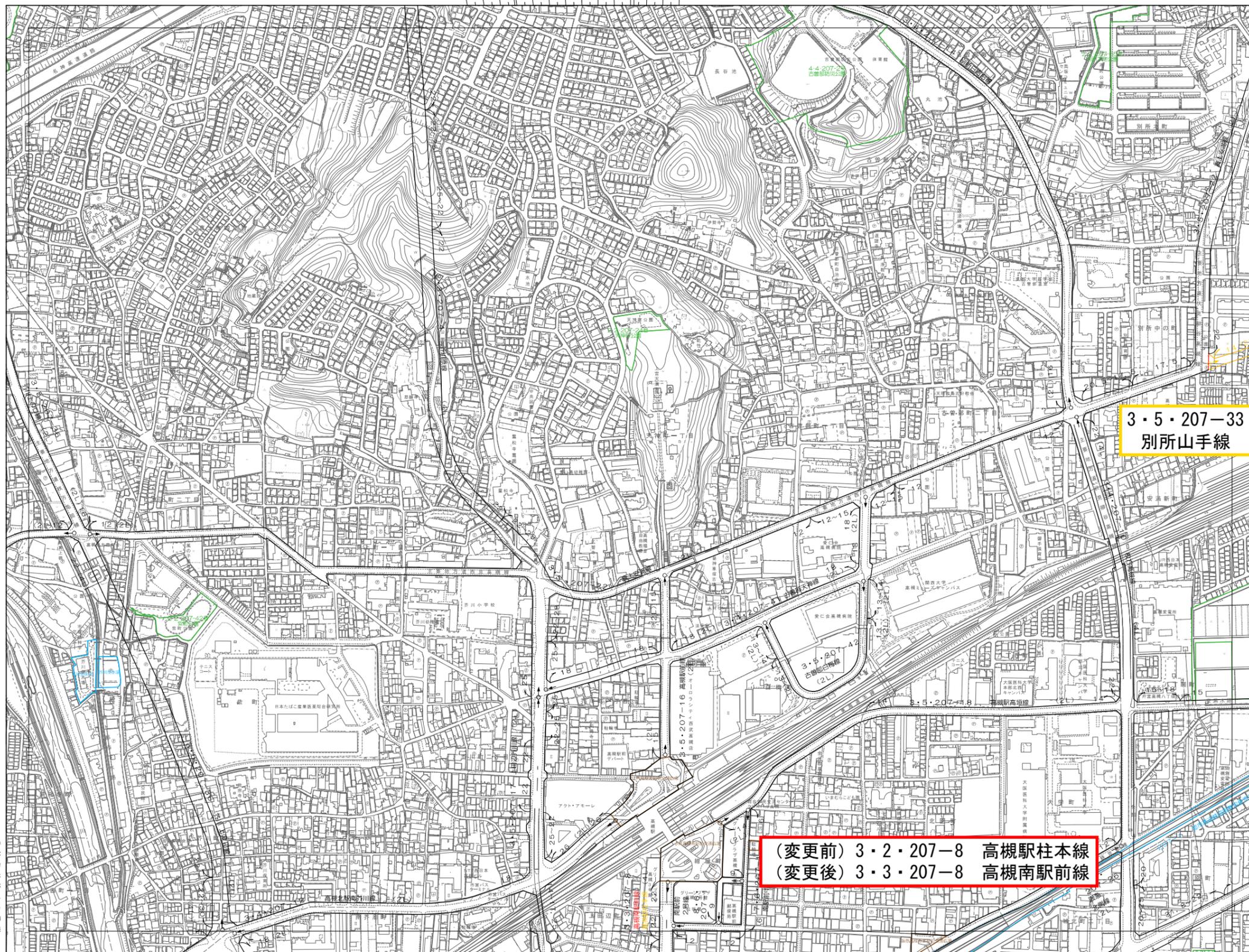
VI-OD-31-3

この図面は平成14年国土交通省令第9号の規定による第1種標準
図面(図面形式)として作成されたものである。
図面に表示してある数値はメートル単位
であり、5.00メートル未満
の数値は表示してある数値を四捨五入して1.00メートル
とし、5.00メートル以上の数値は表示した数値の
小数第1位を四捨五入して表示する。
図面の縮尺は2:1とし、
縮尺の異なる図面は、表示数値を
平均値内数値とし、表示数値に
対して

北部大阪都市計画図(高槻市)

1:2,500
VI-OD-21-1

No. 17



	行政区域界
	市街化区域界
凡 例	
	都市計画道路等
	変更後都市計画線
	変更前都市計画線
	都市高速鉄道
	駅前広場・自転車駐車場
	公園・線地
	基 図
	供給処理施設 公共下水 流域み流
	火 葬 場

(変更前) 3・2・207-8 高槻駅柱本線
 (変更後) 3・3・207-8 高槻南駅前線

高槻市は平成14年国土交通省令第9号の建設
 省令第13号建設
 省令第14号建設
 省令第15号建設
 省令第16号建設
 省令第17号建設
 省令第18号建設
 省令第19号建設
 省令第20号建設
 省令第21号建設
 省令第22号建設
 省令第23号建設
 省令第24号建設
 省令第25号建設
 省令第26号建設
 省令第27号建設
 省令第28号建設
 省令第29号建設
 省令第30号建設
 省令第31号建設
 省令第32号建設
 省令第33号建設
 省令第34号建設
 省令第35号建設
 省令第36号建設
 省令第37号建設
 省令第38号建設
 省令第39号建設
 省令第40号建設
 省令第41号建設
 省令第42号建設
 省令第43号建設
 省令第44号建設
 省令第45号建設
 省令第46号建設
 省令第47号建設
 省令第48号建設
 省令第49号建設
 省令第50号建設
 省令第51号建設
 省令第52号建設
 省令第53号建設
 省令第54号建設
 省令第55号建設
 省令第56号建設
 省令第57号建設
 省令第58号建設
 省令第59号建設
 省令第60号建設
 省令第61号建設
 省令第62号建設
 省令第63号建設
 省令第64号建設
 省令第65号建設
 省令第66号建設
 省令第67号建設
 省令第68号建設
 省令第69号建設
 省令第70号建設
 省令第71号建設
 省令第72号建設
 省令第73号建設
 省令第74号建設
 省令第75号建設
 省令第76号建設
 省令第77号建設
 省令第78号建設
 省令第79号建設
 省令第80号建設
 省令第81号建設
 省令第82号建設
 省令第83号建設
 省令第84号建設
 省令第85号建設
 省令第86号建設
 省令第87号建設
 省令第88号建設
 省令第89号建設
 省令第90号建設
 省令第91号建設
 省令第92号建設
 省令第93号建設
 省令第94号建設
 省令第95号建設
 省令第96号建設
 省令第97号建設
 省令第98号建設
 省令第99号建設
 省令第100号建設

平成28年測量 この地図は、1:500高槻市ベースマップ(平成25年1月撮影、平成26年3月作成)を元に縮尺したものである。

1:2,500

この測量成果は、国土情報局長の勅命を受けて得たものである。
 (測量番号) 平28測出224号

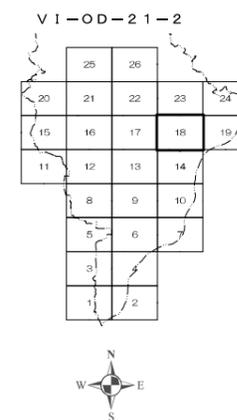
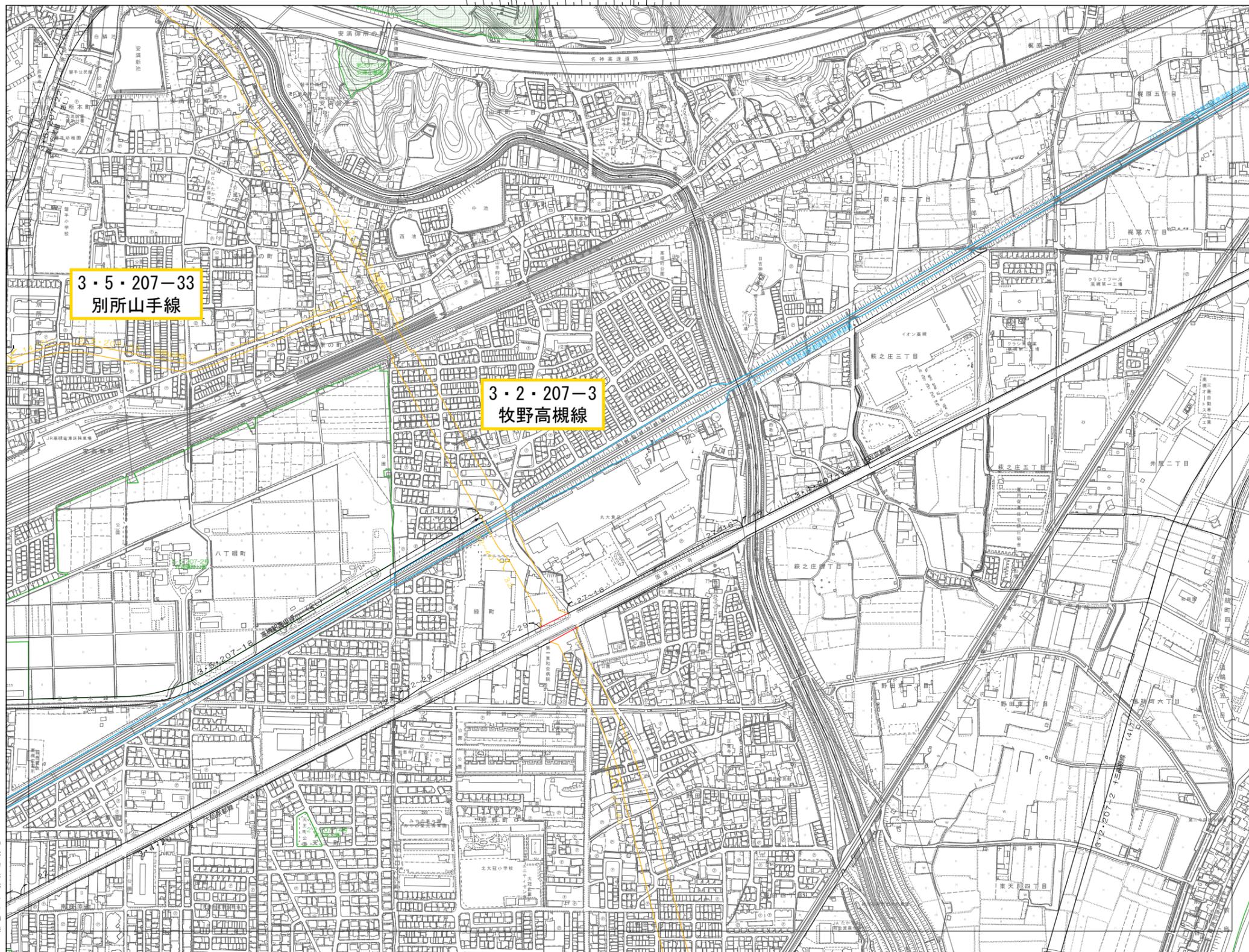
高 槻 市

VI-OD-21-1

北部大阪都市計画図(高槻市)

1:2,500
VI-OD-21-2

No. 18



	行政区域界
	市街化区域界
凡 例	
	都市計画道路等
	変更後都市計画線
	変更前都市計画線
	都市高速鉄道
	駅前広場・自転車駐車場
	公園・緑地
	基 図
	供給処理施設 公共下水 流域ごみ み流却
	火 葬 場

株式会社
パスコ
調製

平成28年測量 この地図は、1:500高槻市ペースマップ(平成25年1月撮影、平成26年3月作成)を基に縮尺したものである。

1:2,500



この図面は、国土交通省の定める都市計画図の作成基準(国土交通省告示第100号)に基づき作成されたものである。(測量基準)平成28年度版(2016年)

高 槻 市

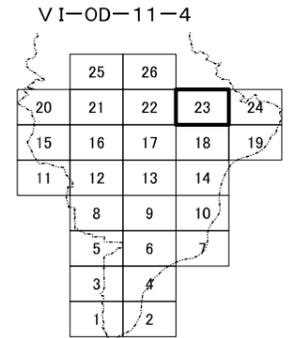
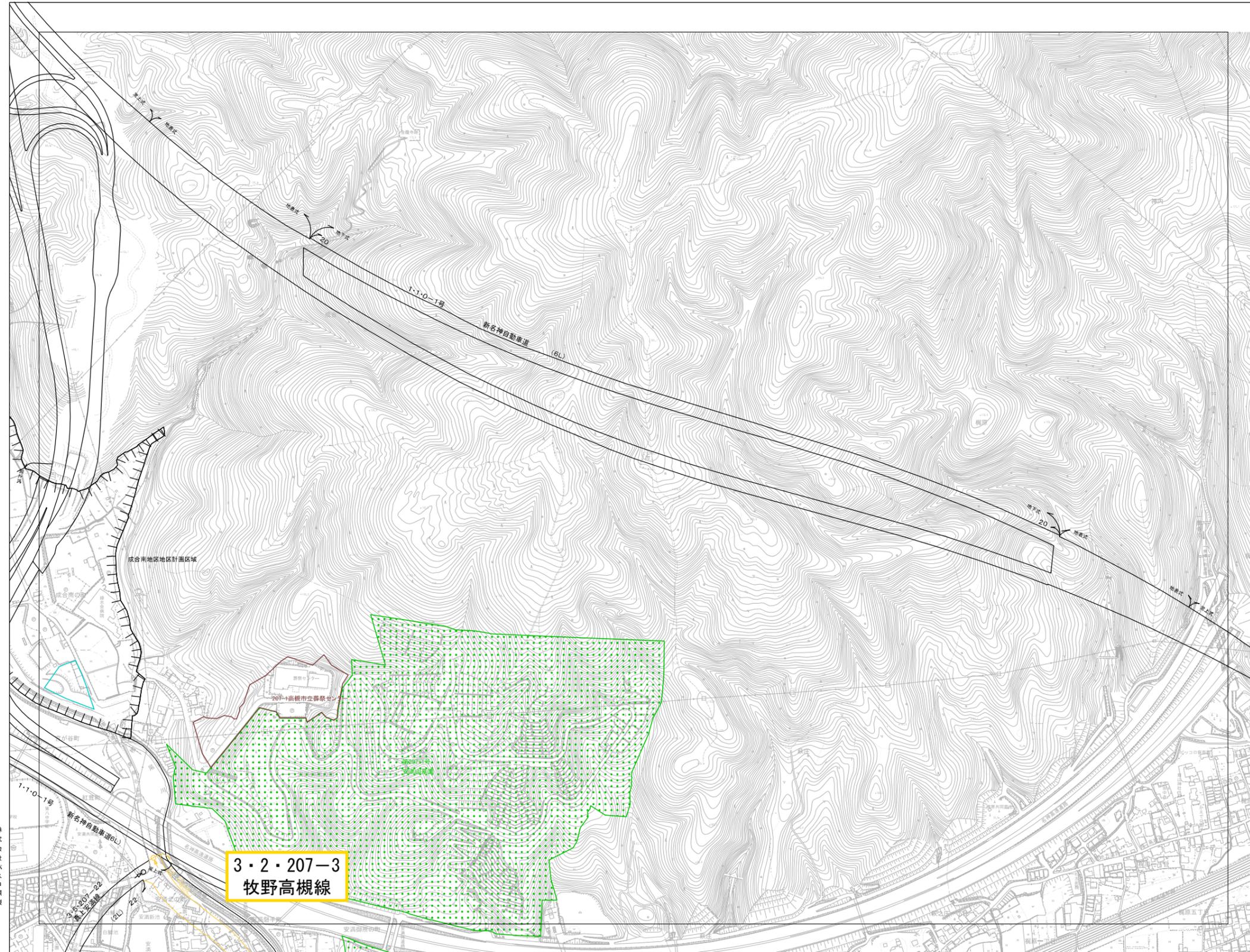
VI-OD-21-2

この図面は平成14年国土交通省告示第9号の規定により作成されたものである。
 都市計画道路の幅員は、原則として10メートル以上、50メートル未満とする。
 都市計画道路の幅員が10メートル未満の場合、その幅員は、当該道路の平均幅員とする。
 都市計画道路の幅員が10メートル未満の場合、その幅員は、当該道路の平均幅員とする。
 都市計画道路の幅員が10メートル未満の場合、その幅員は、当該道路の平均幅員とする。

北部大阪都市計画図(高槻市)

1:2,500
VI-OD-11-4

No.23



	行政区域界
	市街化区域界
凡 例	
	都市計画道路等
	変更後都市計画線
	変更前都市計画線
	都市高速鉄道
	駅前広場・自転車駐車場
	公園・緑地
	墓 園
	供給処理施設 公共下水道 流域下水 ごみ焼却場
	火 葬 場

建設省平成14年国土交通省令第9号の規定による第1種標準
 投影は横メルカトル図法
 図面に表示してある距離はキロメートル単位
 方角は0.5キロメートル間隔
 図面に表示してある距離は10秒間隔
 本図の表示は平成25年1月現在
 等高線の間隔は2メートル
 縮尺は1:2,500
 平面測量法は、世界測地系に対応

VI-OD-11-4

平成28年測量 此の地図は、1:500高槻市ベースマップ(平成25年1月撮影、平成26年3月作成)をもとに編集したものである。

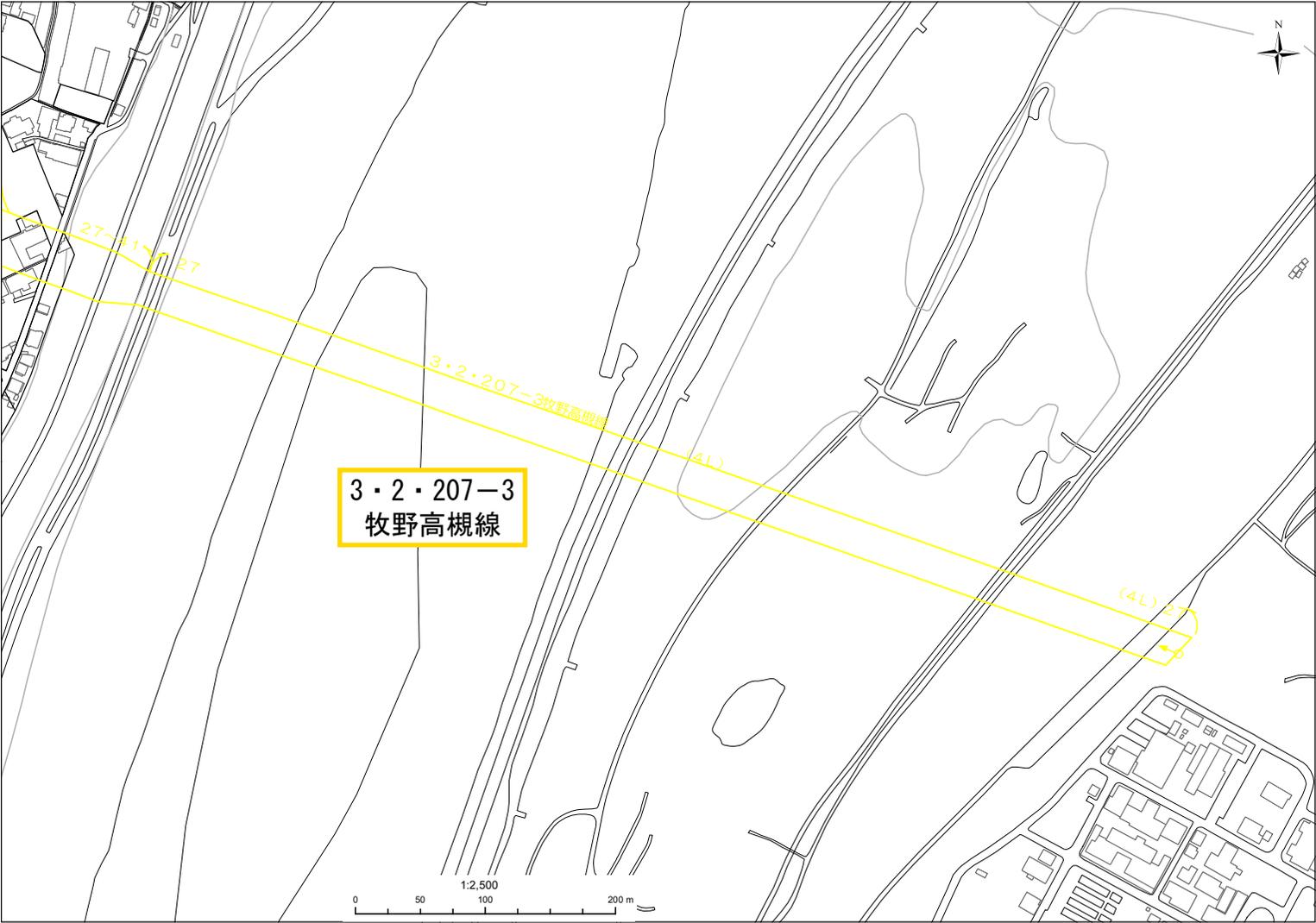
「この測量成果は、国土地理院長の監督を受けて得たものである。」

高 槻 市

1:2,500



株式会社
バスコ
製



	25	26		
20	21	22	23	24
15	16	17	18	19
11	12	13	14	19
	8	9	10	
	5	6	7	
	3	4		
	1	2		

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【枚方市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
3・3・210-2号 牧野高槻線	約 1,230m	26m	車線数、幅員、延長、構造形式、起点、 終点及び名称の変更 (車線数の変更：6車線⇒4車線) (標準幅員：51m⇒26m) (変更前延長：約 440m)
3・3・210-4号 京都守口線	約 10,580m	22m	一部区間の幅員及び交差構造の変更

2. 変更理由

東部大阪都市計画道路のうち、3・1・210-2号牧野高槻線は、枚方市域と高槻市域を結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、延長、車線数、幅員及び構造形式等を変更し、名称を3・3・210-2号牧野高槻線とするとともに、3・3・210-4号京都守口線について交差構造を変更するものである。

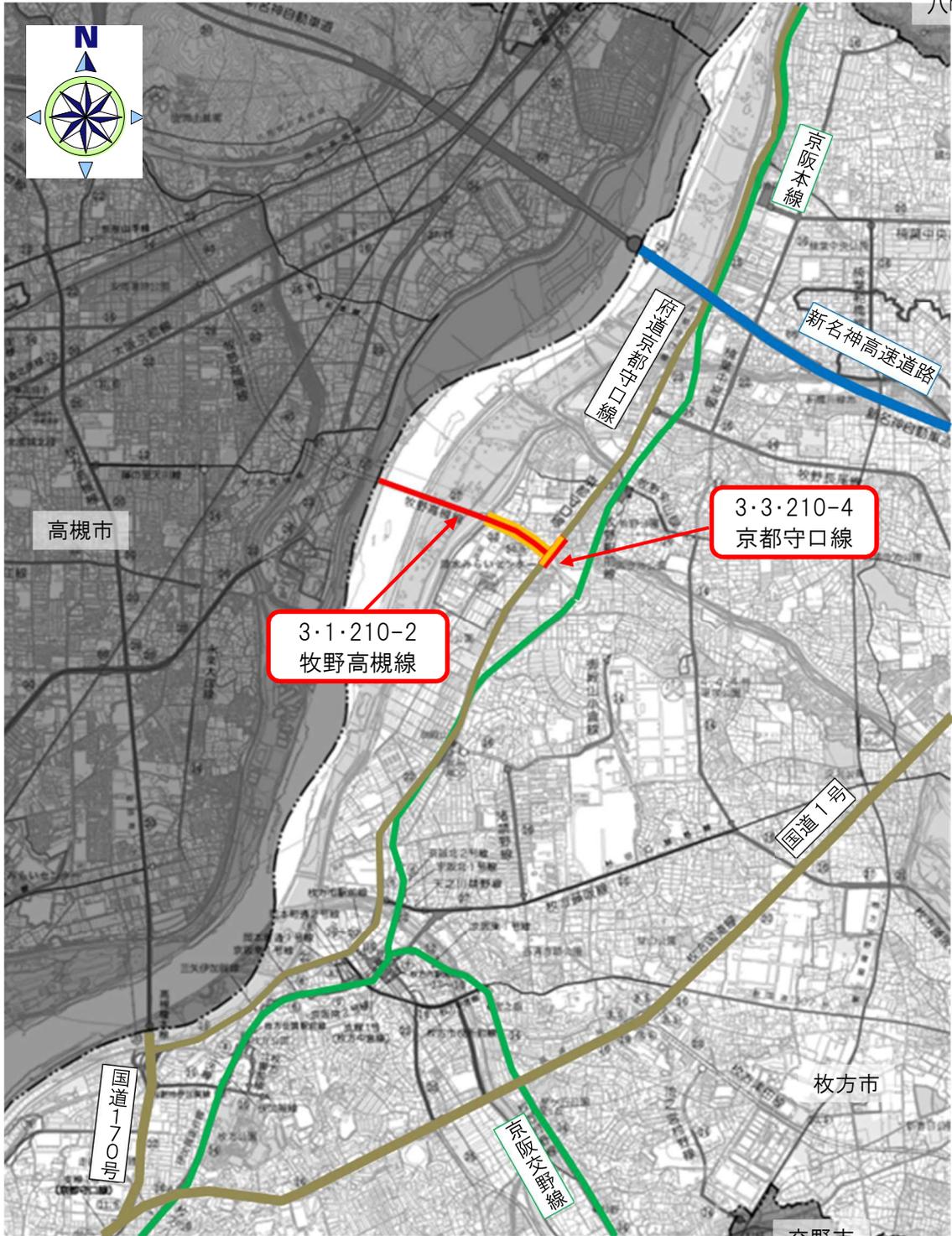
位置図

【凡例】

- 変更前の区域 
- 変更後の区域 
- 自動車専用道路 
- 主要な道路 
- 鉄道 

東部大阪都市計画区域

枚方市



八幡市



高槻市

3・1・210-2
牧野高槻線

3・3・210-4
京都守口線

京阪本線

新名神高速道路

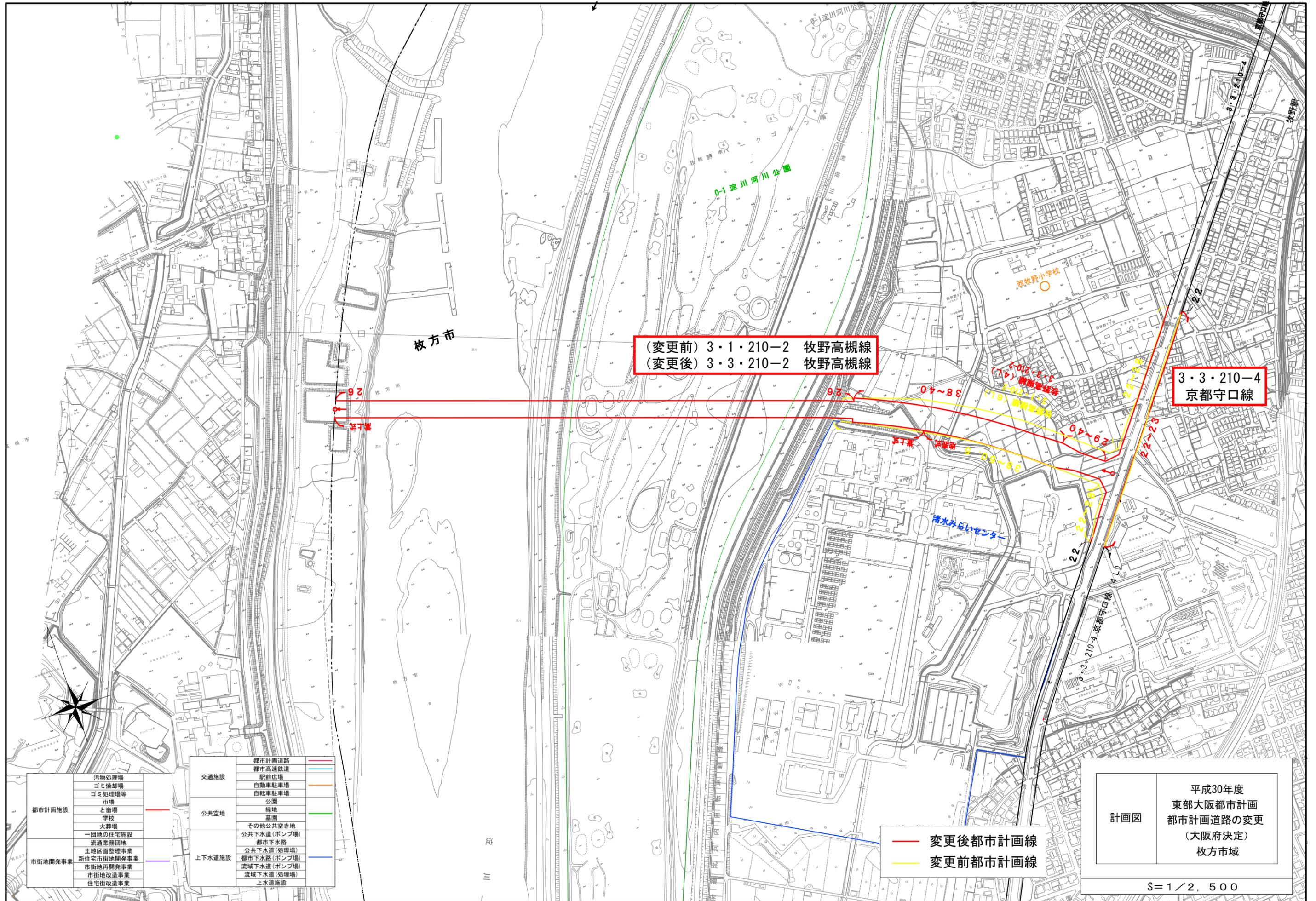
府道守口線

国道1号

枚方市

阪国分線

交野市



(変更前) 3・1・210-2 牧野高槻線
 (变更后) 3・3・210-2 牧野高槻線

3・3・210-4
 京都守口線

枚方市

0-1 淀川河川公園

両牧野小学校

清水みらいセンター

都市計画施設	汚物処理場	交通施設	都市計画道路
	ゴミ焼却場		都市高速鉄道
	ゴミ処理場等		駅前広場
	市場		自動車駐車場
	と畜場		自転車駐車場
	学校		公園
	火葬場		緑地
	一団地の住宅施設		墓園
	流通業務団地		その他公共空地
	土地区画整理事業		公共下水道(ポンプ場)
市街地開発事業	新住宅市街地開発事業	上下水道施設	都市下水道
	市街地再開発事業		公共下水道(処理場)
	市街地改道事業		都市下水道(ポンプ場)
	住宅街改道事業		流域下水道(ポンプ場)
	住宅街改道事業		流域下水道(処理場)
			上水道施設

計画図
 平成30年度
 東部大阪都市計画
 都市計画道路の変更
 (大阪府決定)
 枚方市域

— 变更后都市計画線
 — 变更前都市計画線

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【大阪市・大東市・門真市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
3・1・223－1号 大阪中央環状線	約 3,760m	60m	一部区間の幅員の変更
9・7・223－1号 大阪モノレール専 用道	約 5,080m	8m	終点及び延長の変更 (変更前延長：約 1,320m)

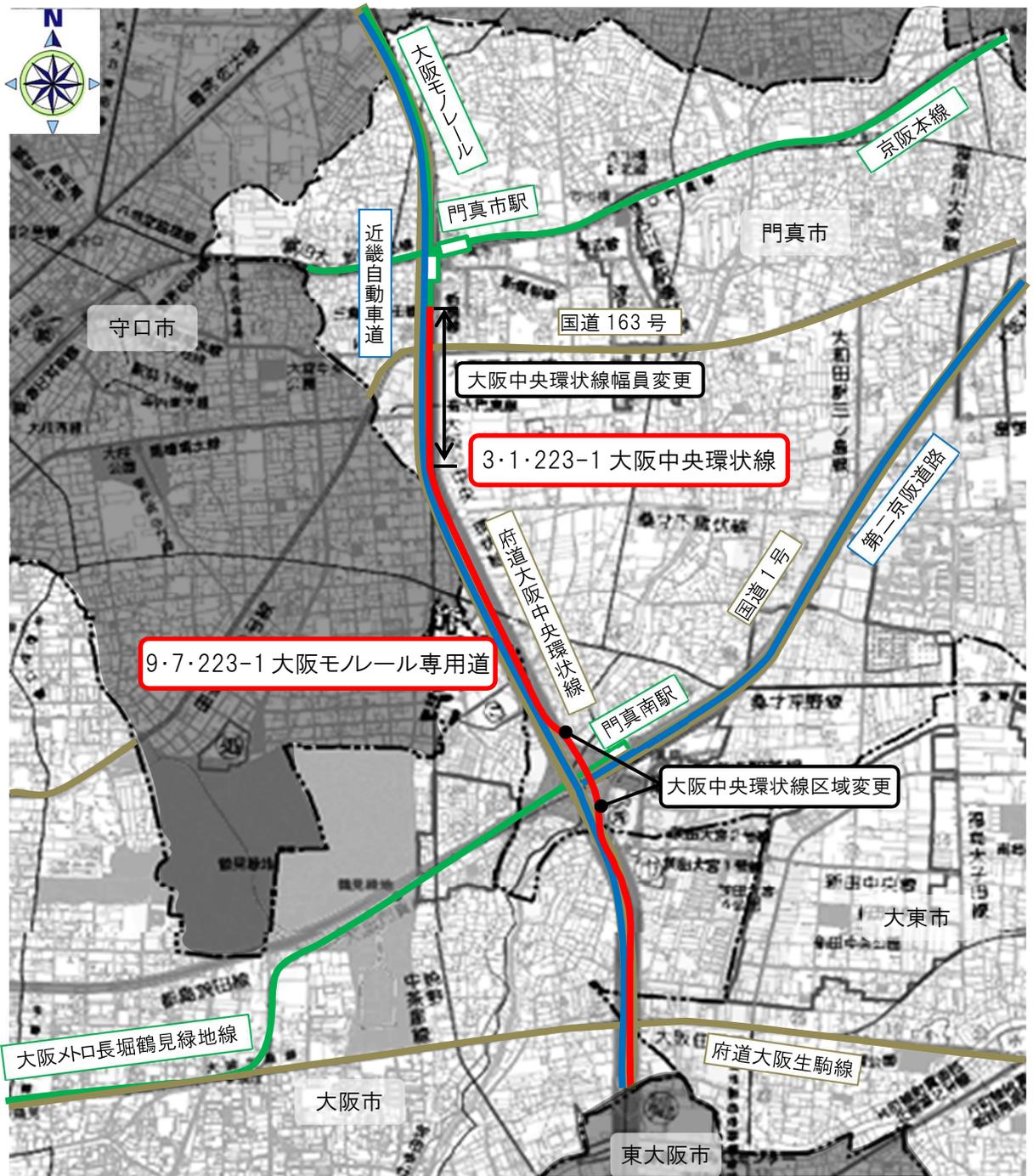
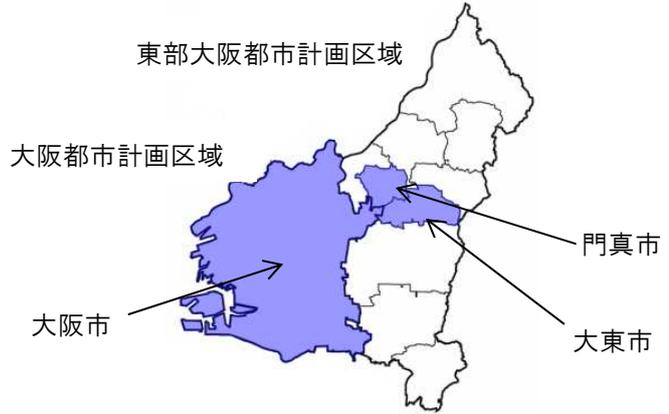
2. 変更理由

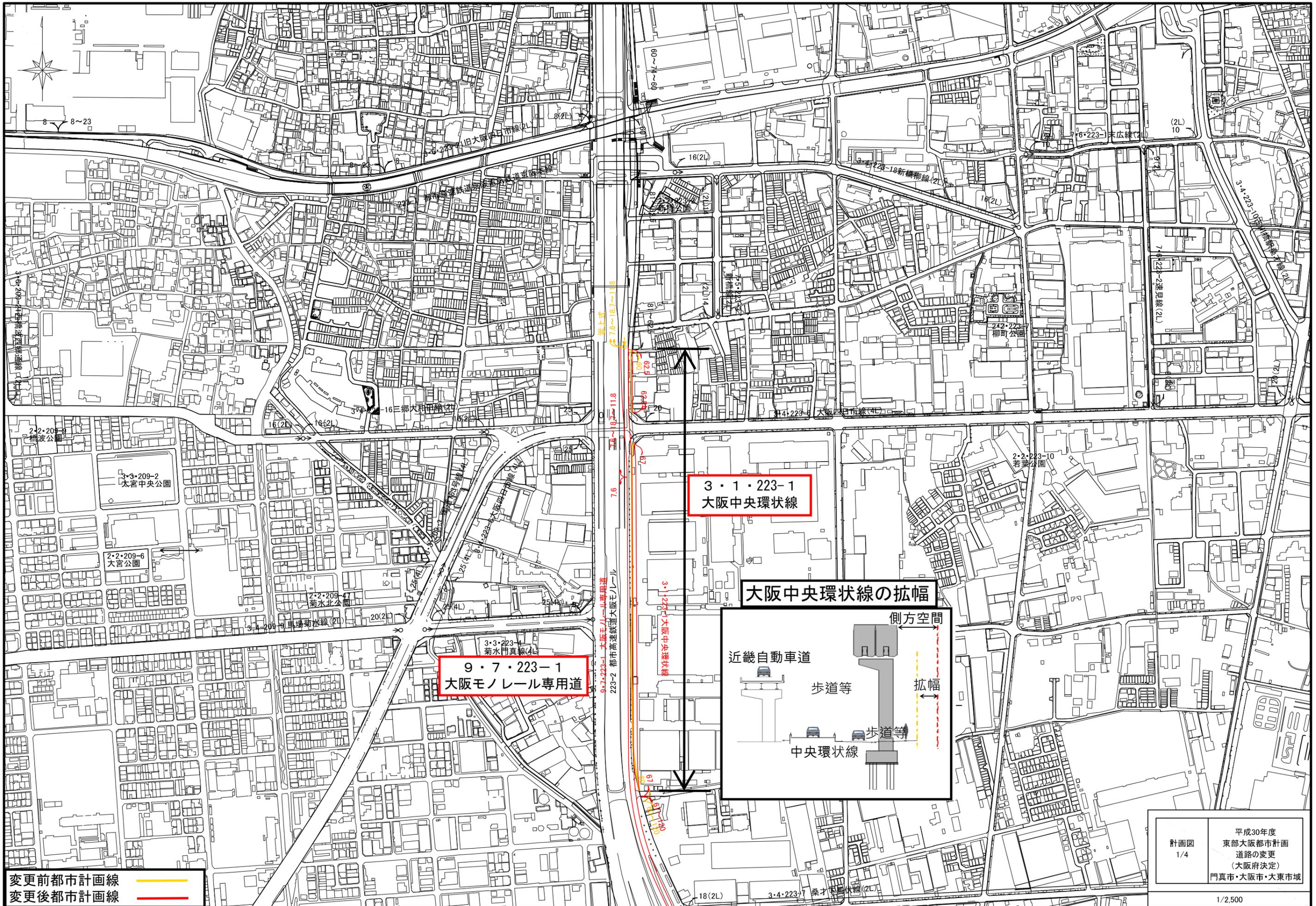
都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり、3・1・223－1号大阪中央環状線及び9・7・223－1号大阪モノレール専用道の区域を変更するものである。

位置図

【凡例】

- 変更後の区域 
- 自動車専用道路 
- 主要な道路 
- 鉄道 

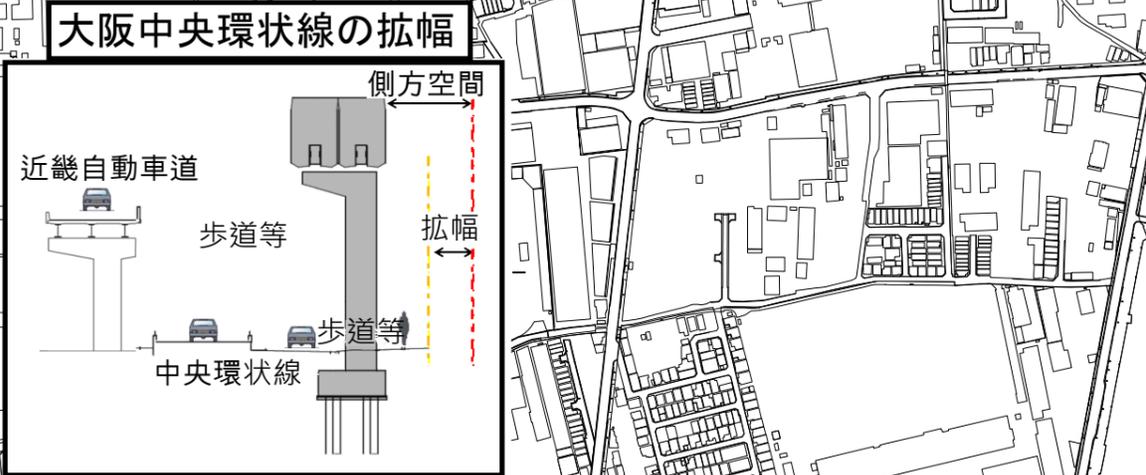




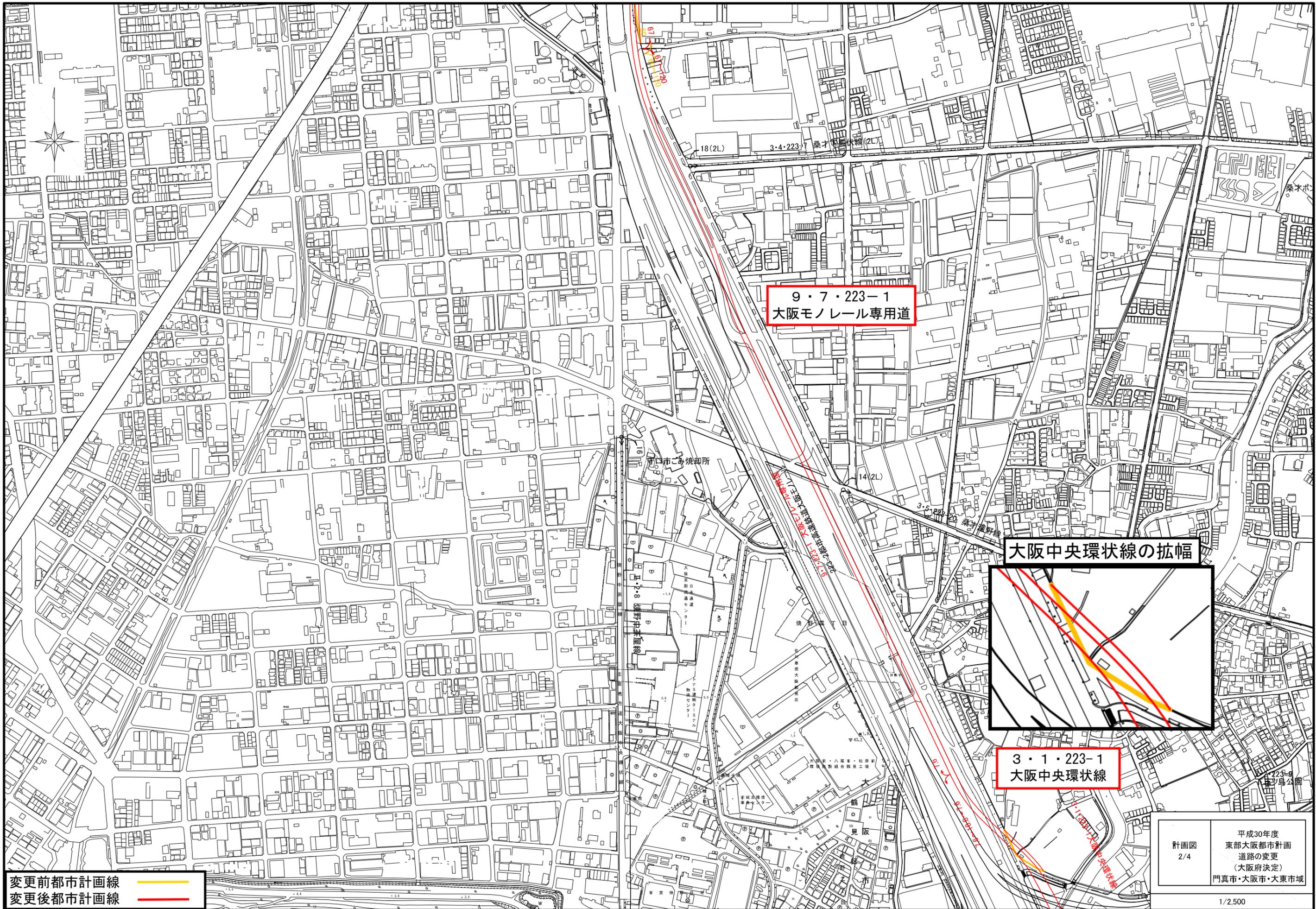
变更前都市計画線 —
 变更后都市計画線 —

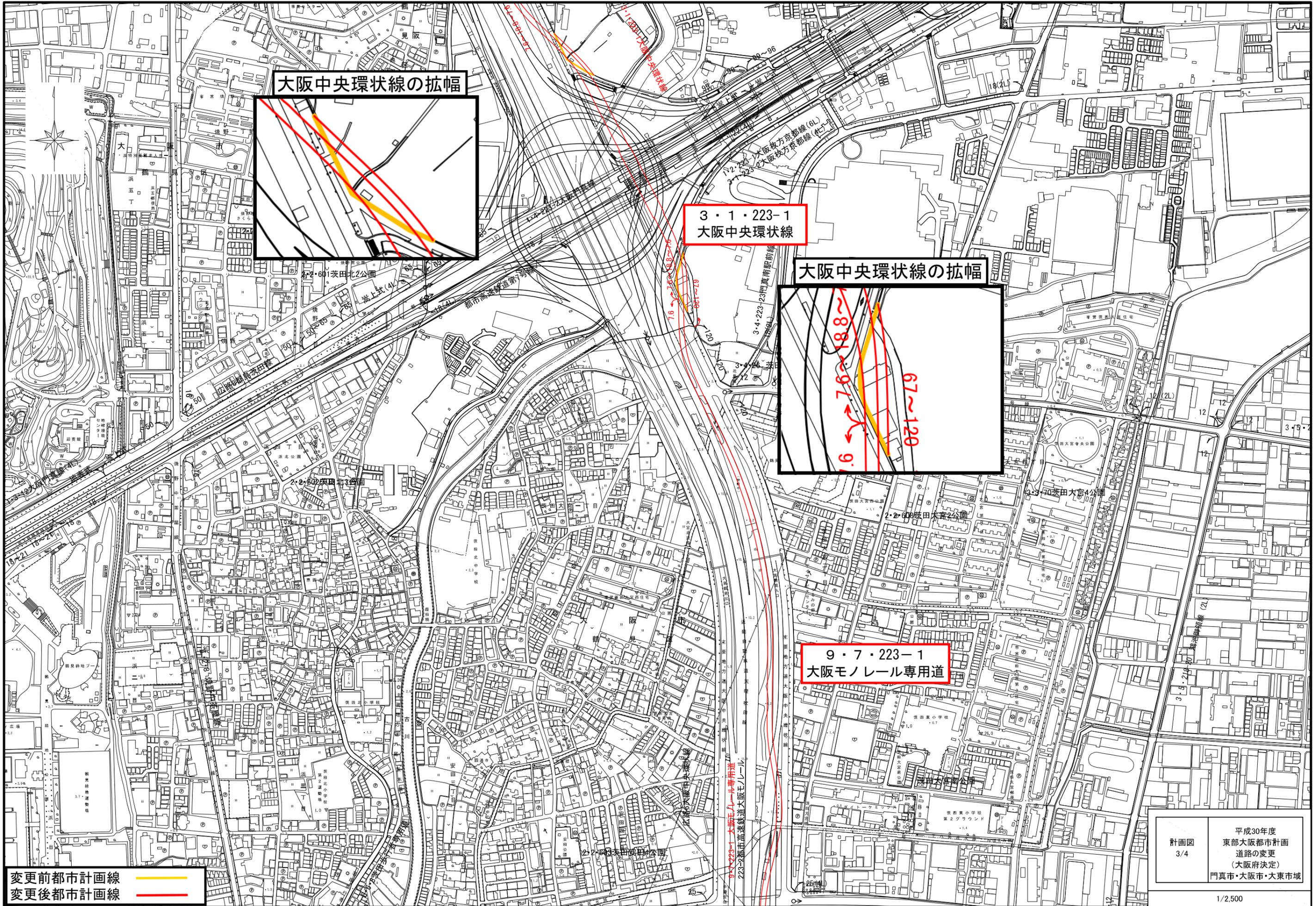
3・1・223-1
大阪中央環状線

9・7・223-1
大阪モノレール専用道



計画図
 1/4
 平成30年度
 東部大阪都市計画
 道路の変更
 (大阪府決定)
 門真市・大阪市・大東市域





大阪中央環状線の拡幅



3・1・223-1
大阪中央環状線

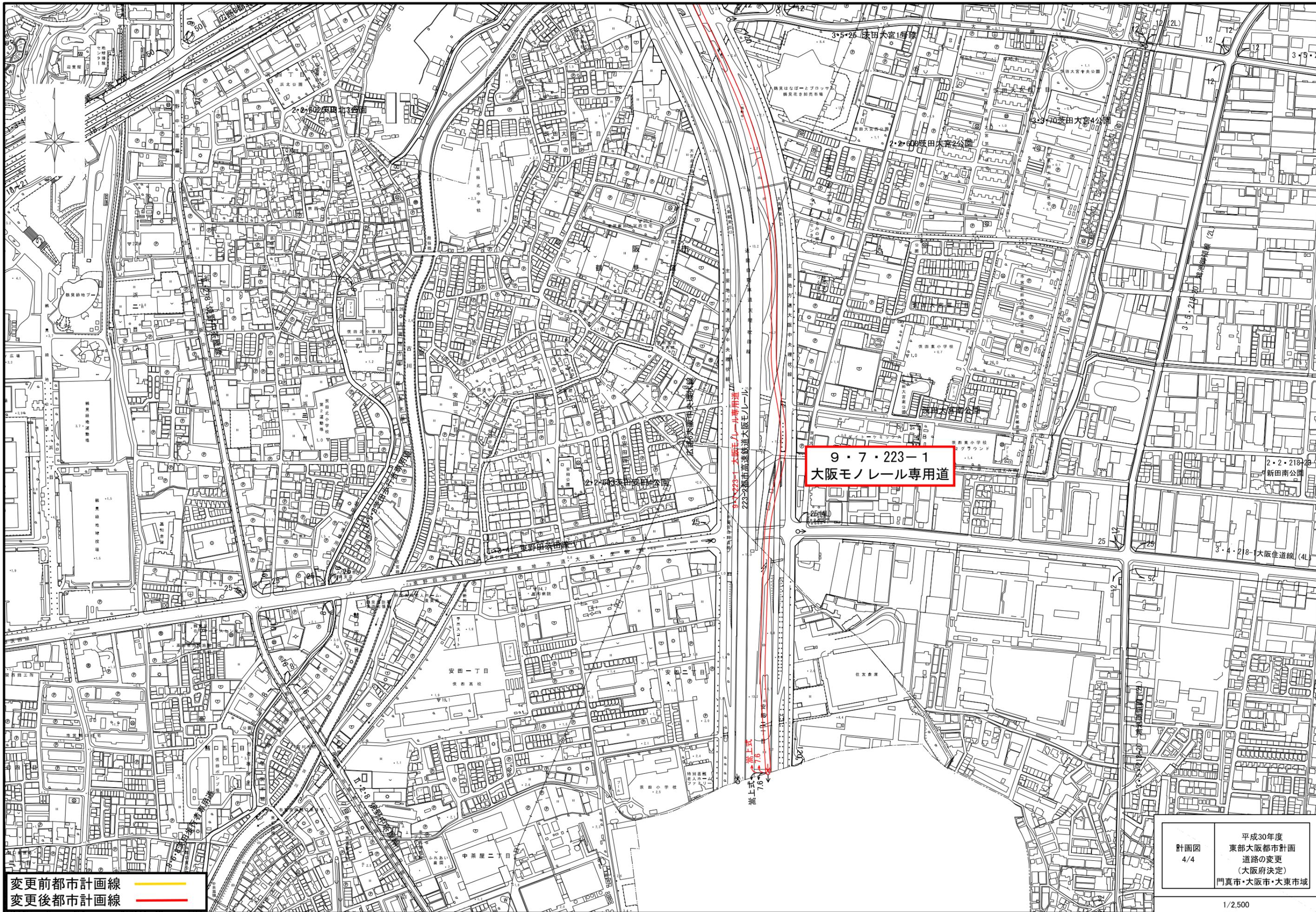
大阪中央環状線の拡幅



9・7・223-1
大阪モノレール専用道

変更前都市計画線 —
 変更後都市計画線 —

計画図
3/4
 平成30年度
 東部大阪都市計画
 道路の変更
 (大阪府決定)
 門真市・大阪市・大東市域



変更前都市計画線 —
 変更後都市計画線 —

9・7・223-1
 大阪モノレール専用道

計画図
 4/4
 平成30年度
 東部大阪都市計画
 道路の変更
 (大阪府決定)
 門真市・大阪市・大東市域

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【東大阪市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	幅 員	備 考
9・7・227-1号 大阪モノレール専 用道	約 5,040m	8m	追加 (延長:約 5040m) (仮称) 瓜生堂車庫

2. 変更理由

都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり、9・7・227-1号大阪モノレール専用道の区域を追加するものである。

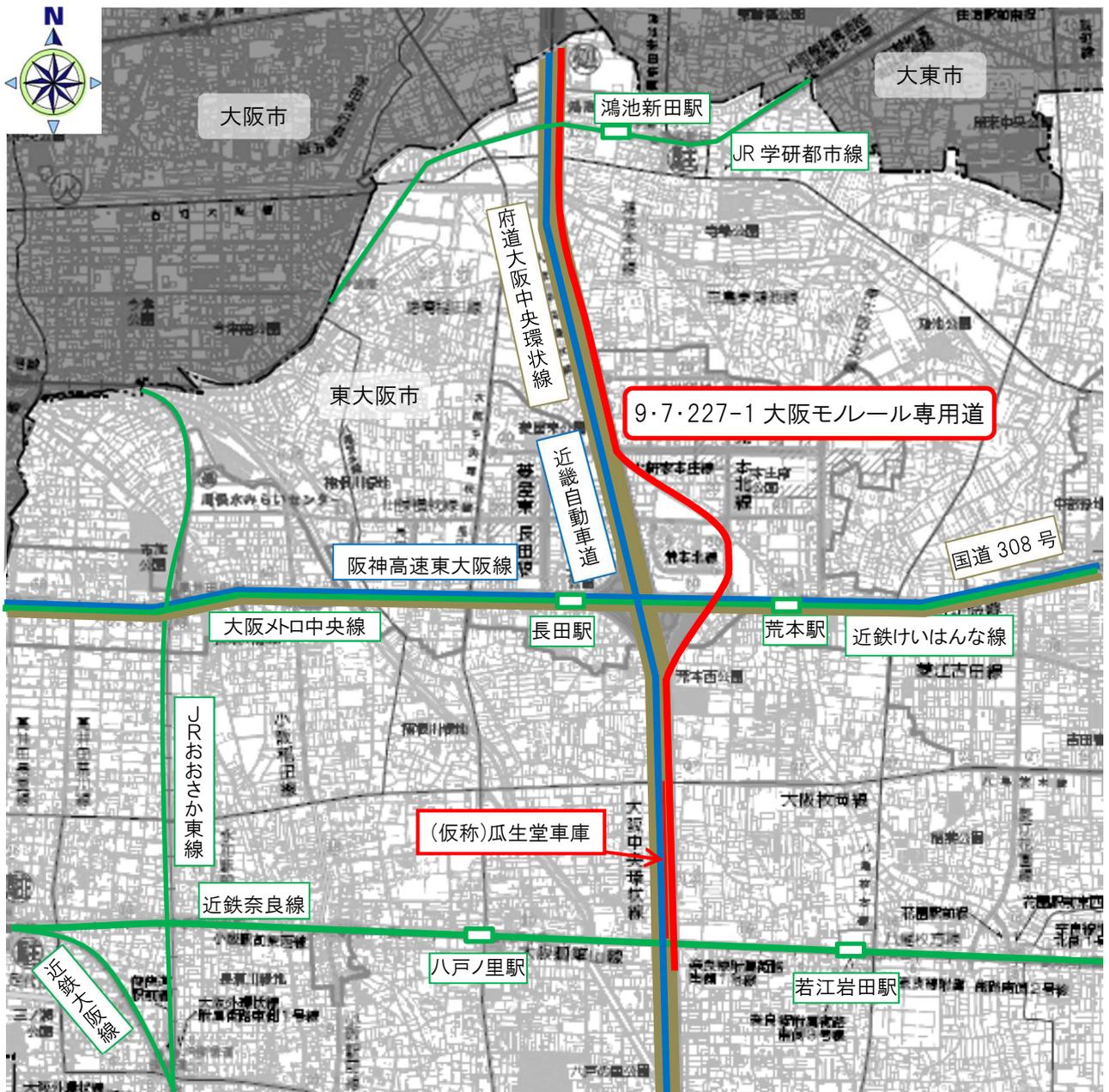
位置図

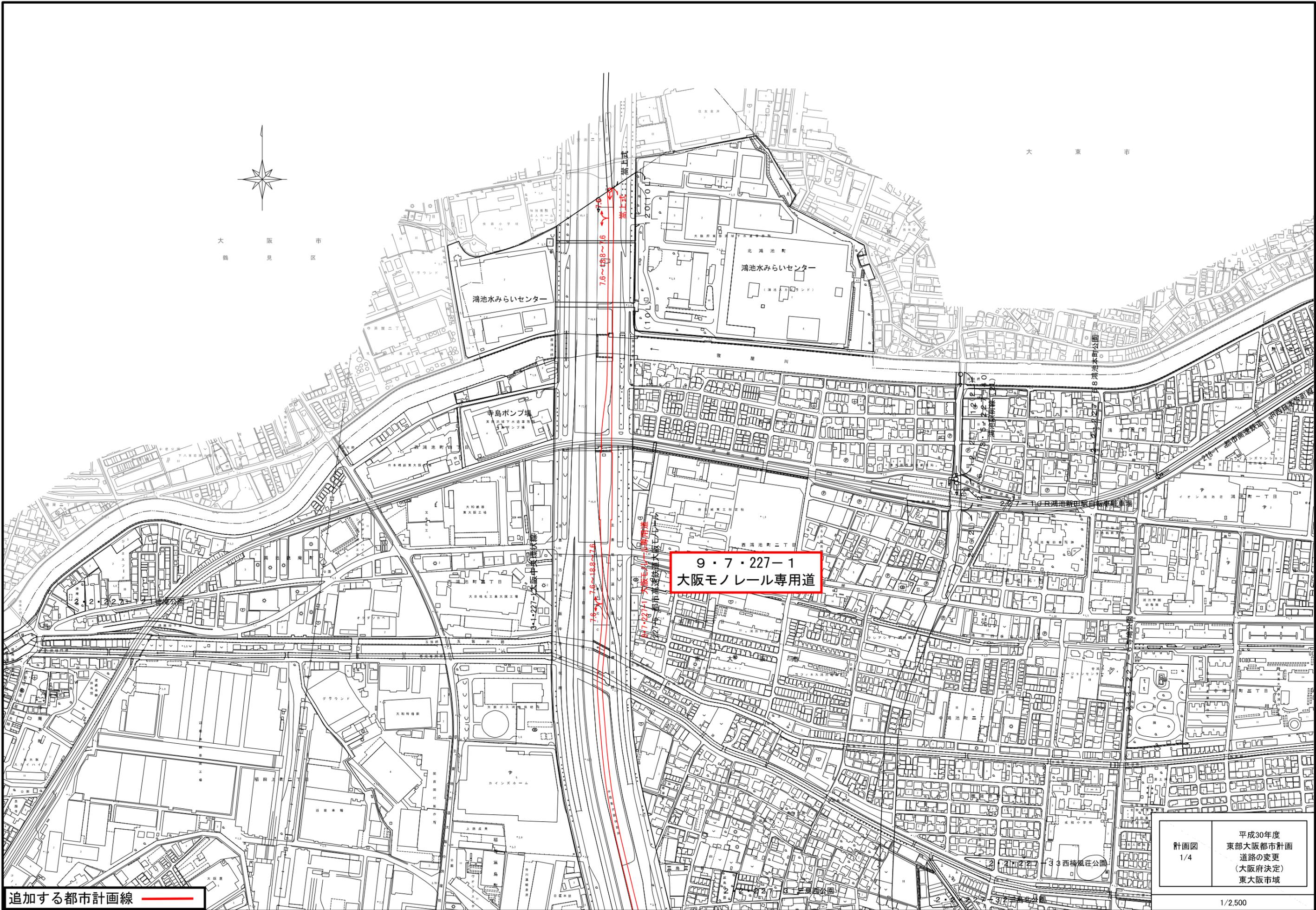
【凡例】

- 変更後の区域 
- 自動車専用道路 
- 主要な道路 
- 鉄道 

東部大阪都市計画区域

東大阪市

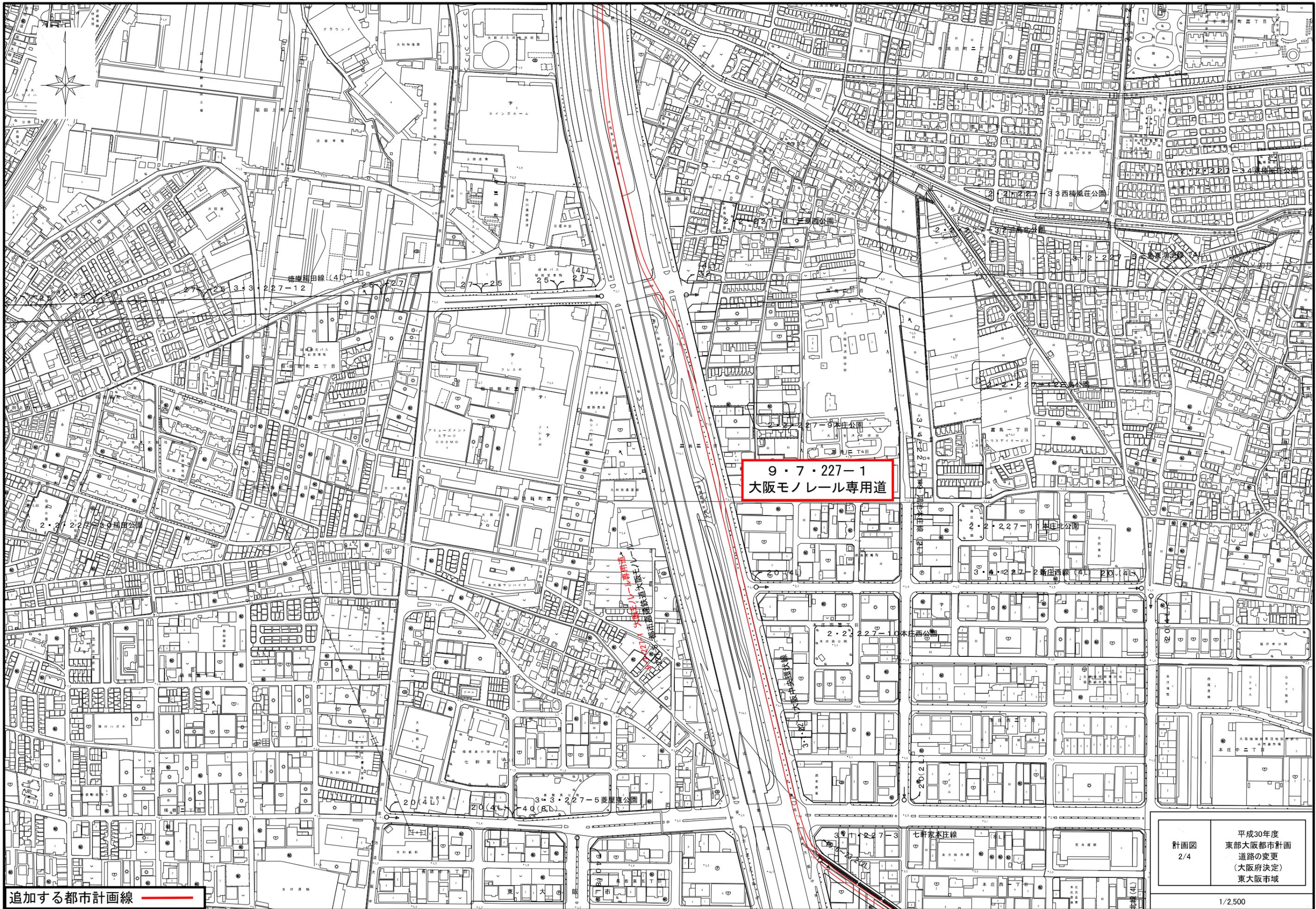




追加する都市計画線

9・7・227-1
大阪モノレール専用道

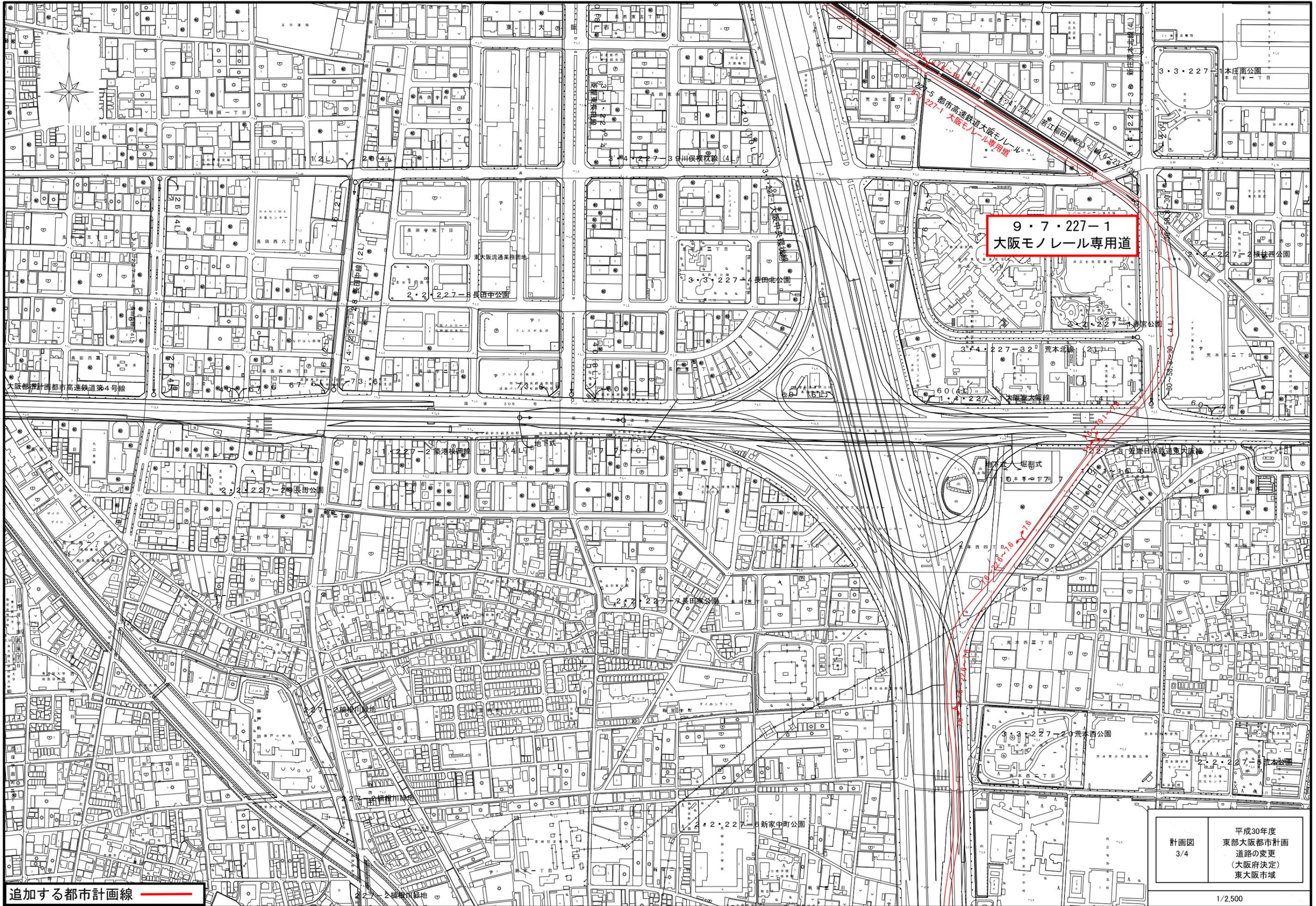
計画図 1/4	平成30年度 東部大阪都市計画 道路の変更 (大阪府決定) 東大阪地域
------------	---



9・7・227-1
大阪モノレール専用道

追加する都市計画線

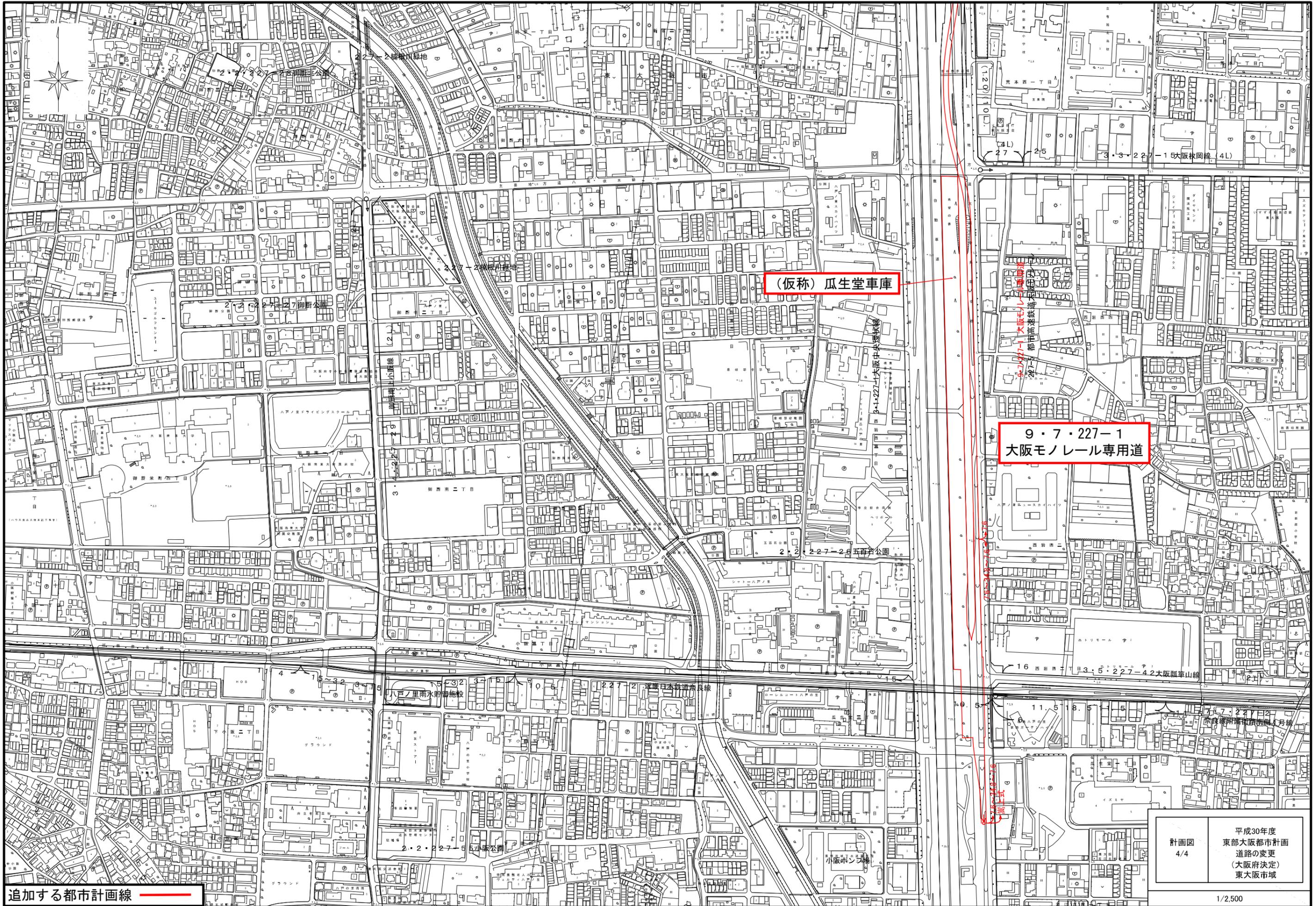
計画図
2/4
平成30年度
東部大阪都市計画
道路の変更
(大阪府決定)
東大阪市区



追加する都市計画線 —

計画図
3/4

平成30年度
東部大阪都市計画
道路の変更
(大阪府決定)
東大阪区域



(仮称) 瓜生堂車庫

9・7・227-1
大阪モノレール専用道

追加する都市計画線

計画図 4/4	平成30年度 東部大阪都市計画 道路の変更 (大阪府決定) 東大阪地域
------------	---

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

【大阪市・大東市・門真市域】

1. 変更内容

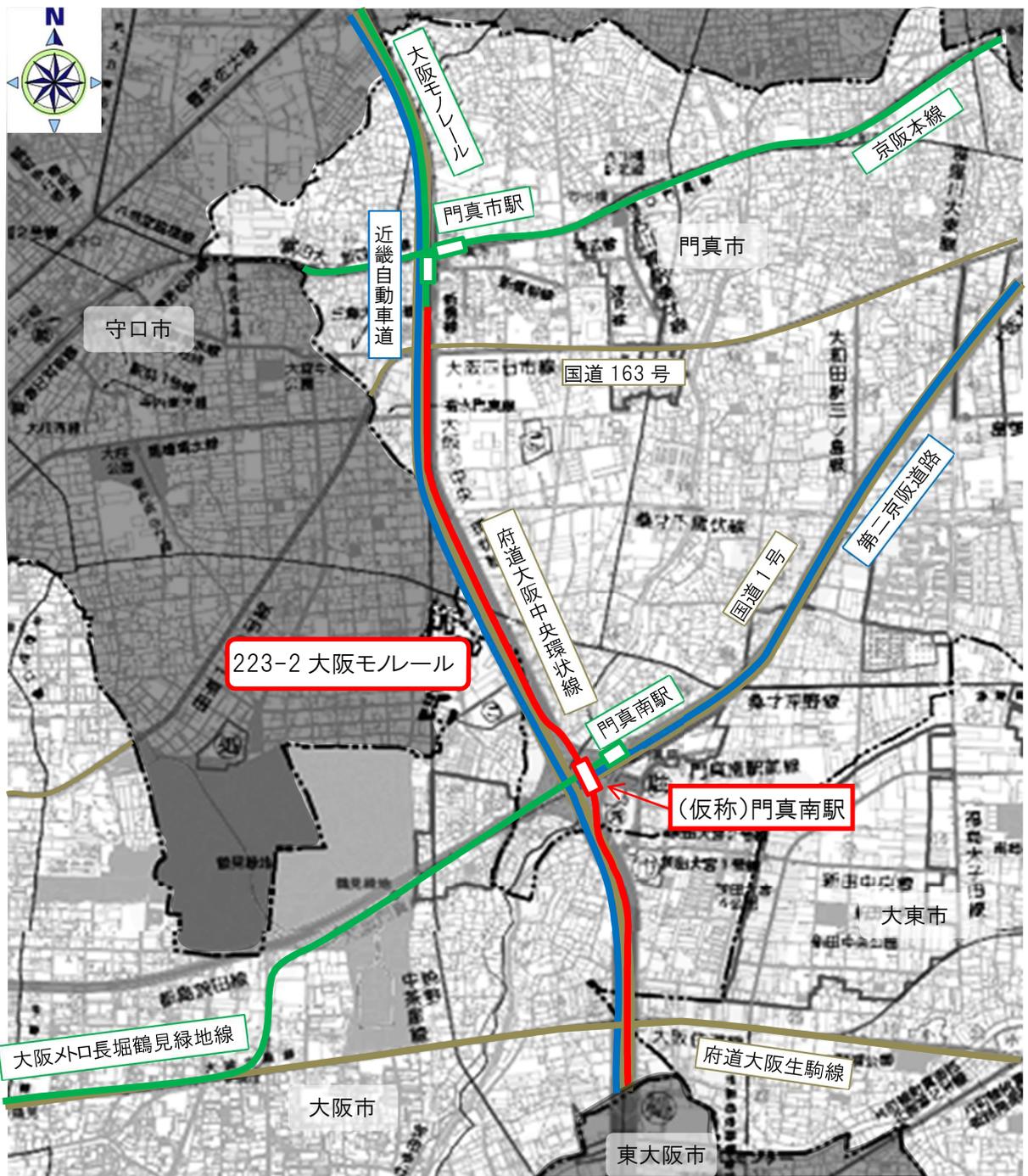
名 称	延 長	備 考
223-2 号 大阪モノレール	約 5,080m	終点及び延長の変更 (変更前延長：約 1,320m) (仮称) 門真南駅

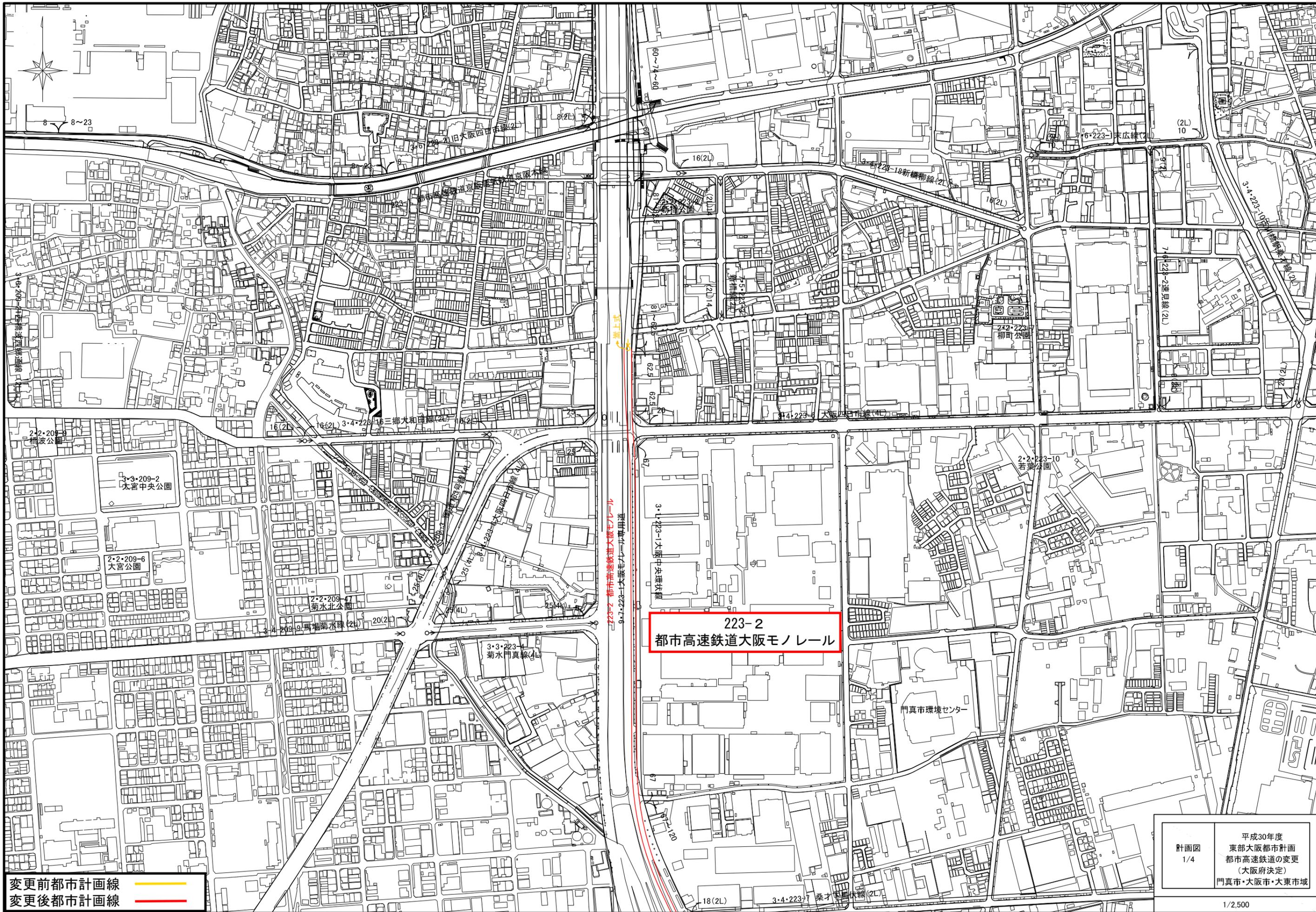
2. 変更理由

大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり、都市高速鉄道大阪モノレールを変更するものである。

位置図

- 【凡例】
- 変更後の区域 
 - 自動車専用道路 
 - 主要な道路 
 - 鉄道 

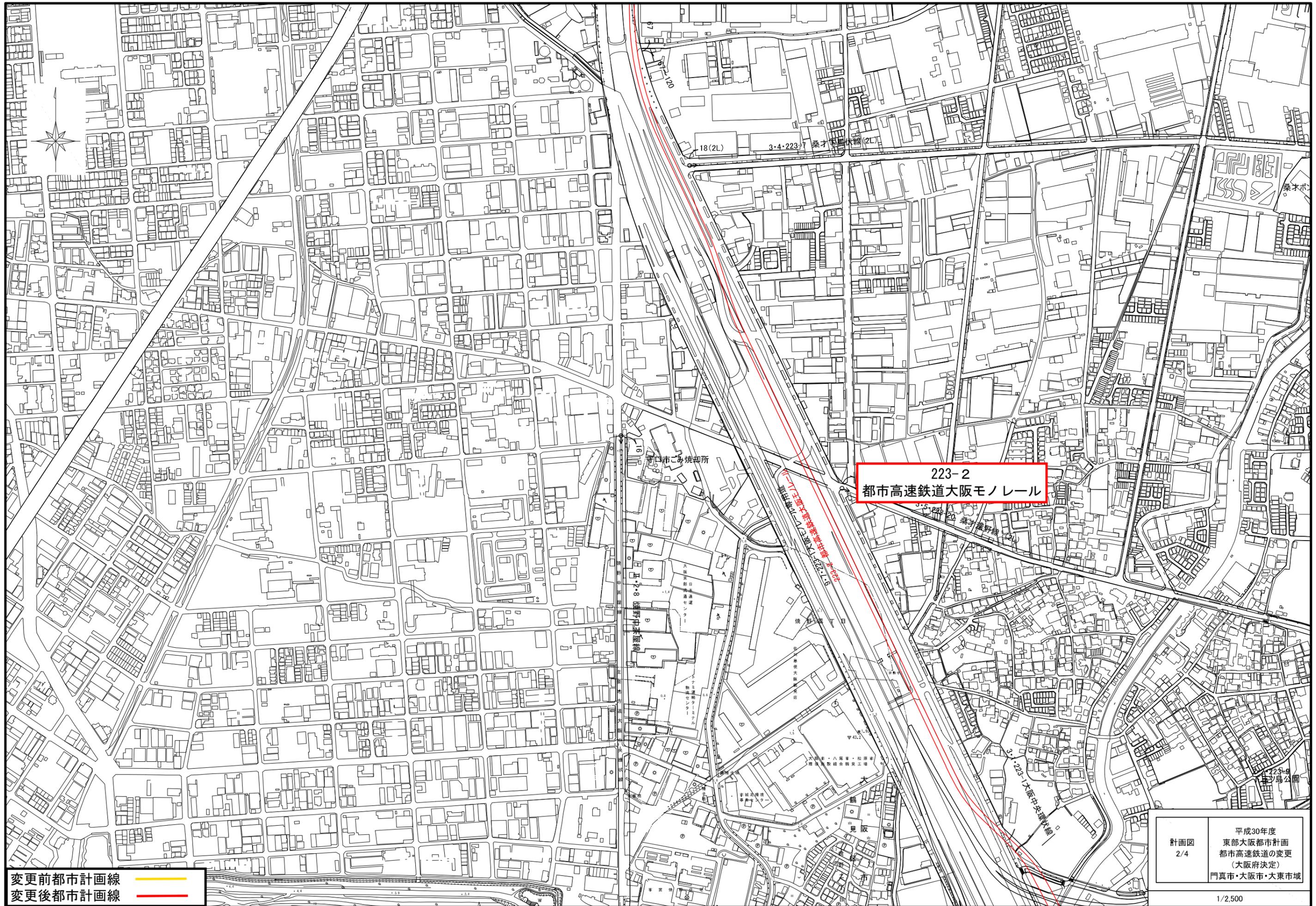




変更前都市計画線 —
 変更後都市計画線 —

223-2
 都市高速鉄道大阪モノレール

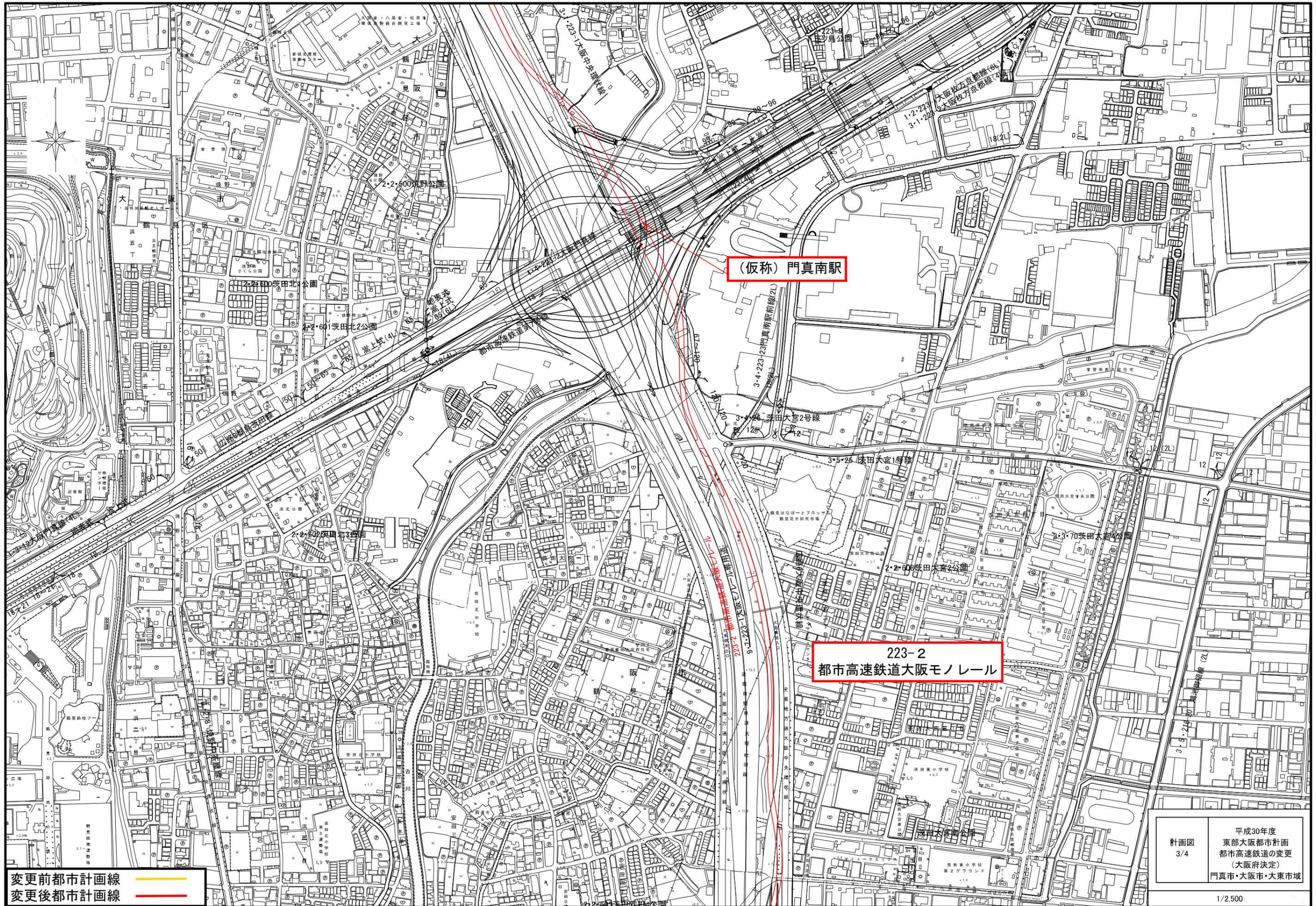
計画図 1/4	平成30年度 東部大阪都市計画 都市高速鉄道の変更 (大阪府決定) 門真市・大阪市・大東市域
1/2,500	



223-2
都市高速鉄道大阪モノレール

変更前都市計画線 ————
変更後都市計画線 ————

計画図
2/4
平成30年度
東部大阪都市計画
都市高速鉄道の変更
(大阪府決定)
門真市・大阪市・大東市域

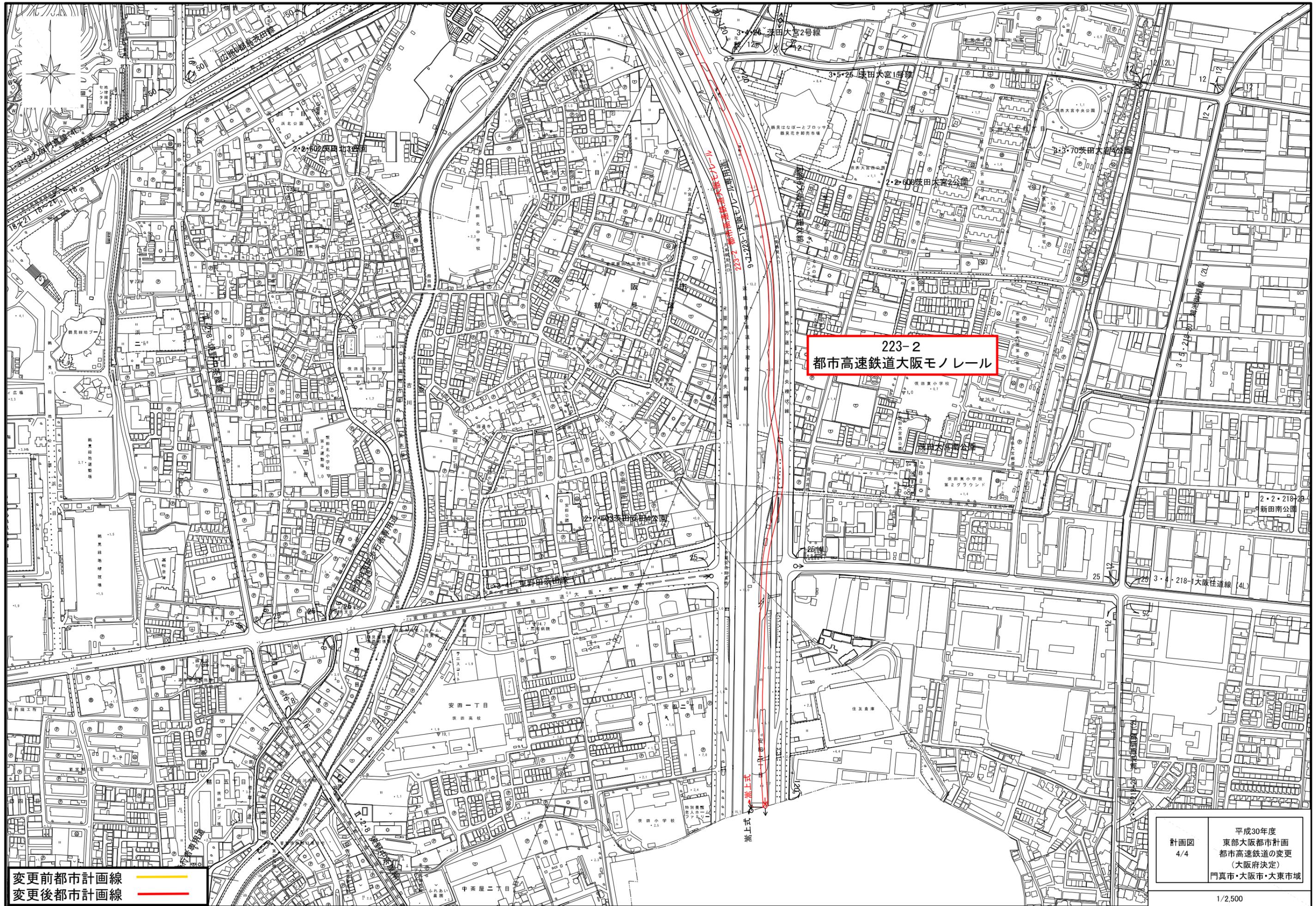


(仮称)門真南駅

223-2
都市高速鉄道大阪モノレール

变更前都市計画線 —
 变更后都市計画線 —

計画図 3/4
 平成30年度
 東部大阪都市計画
 都市高速鉄道の変更
 (大阪府決定)
 門真市・大阪市・大東市域
 1/2,500



223-2
都市高速鉄道大阪モノレール

変更前都市計画線
変更後都市計画線

平成30年度
東部大阪都市計画
都市高速鉄道の変更
(大阪府決定)
門真市・大阪市・大東市域

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

【東大阪市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	備 考
227-5 号 大阪モノレール	約 5,040m	追加 (仮称) 鴻池新田駅 (仮称) 荒本駅 (仮称) 瓜生堂駅 (仮称) 瓜生堂車庫

2. 変更理由

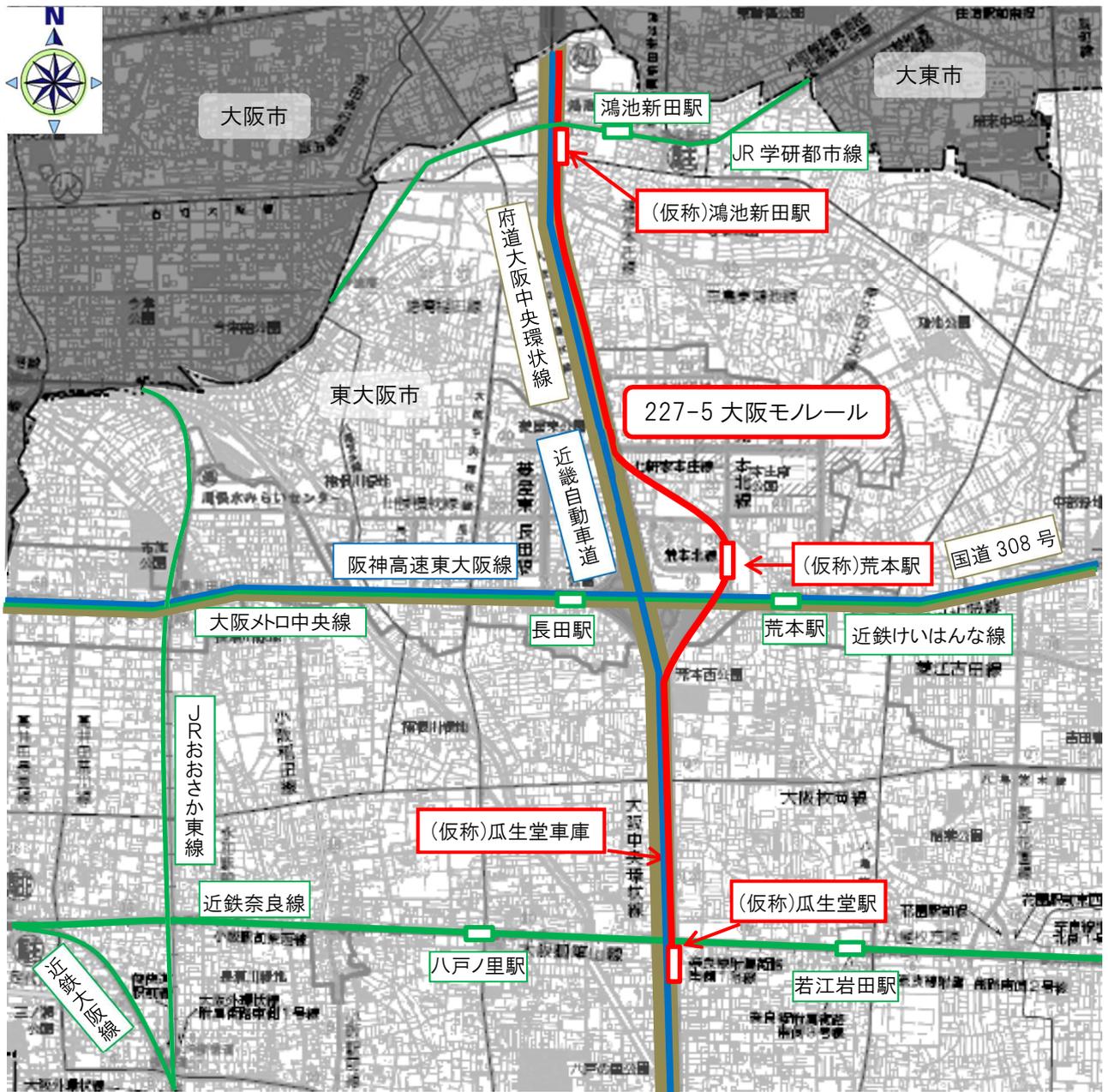
大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり、都市高速鉄道大阪モノレールを追加するものである。

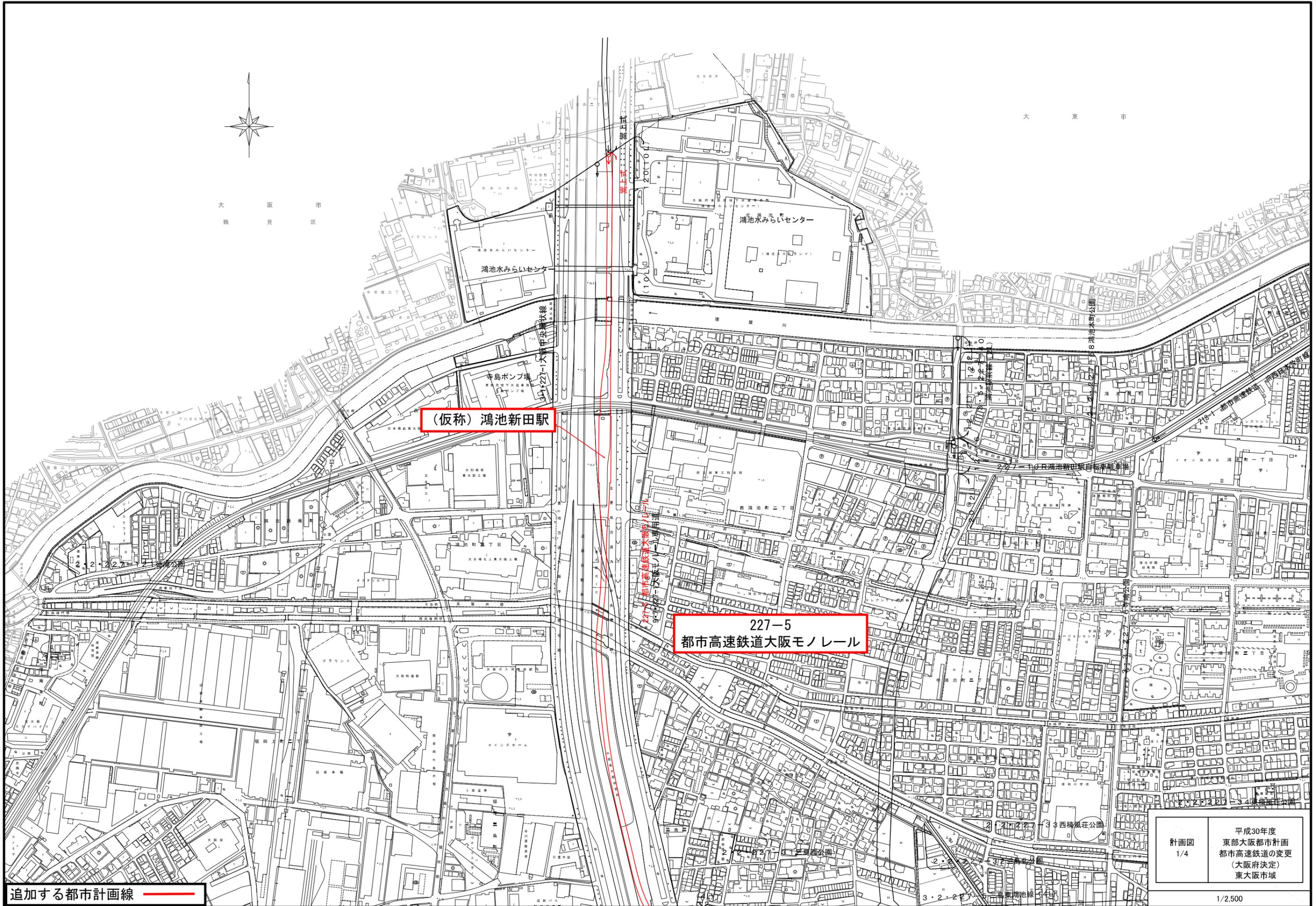
位置図

- 【凡例】
- 変更後の区域 —
 - 自動車専用道路 —
 - 主要な道路 —
 - 鉄道 —

東部大阪都市計画区域

東大阪市





大 東 市

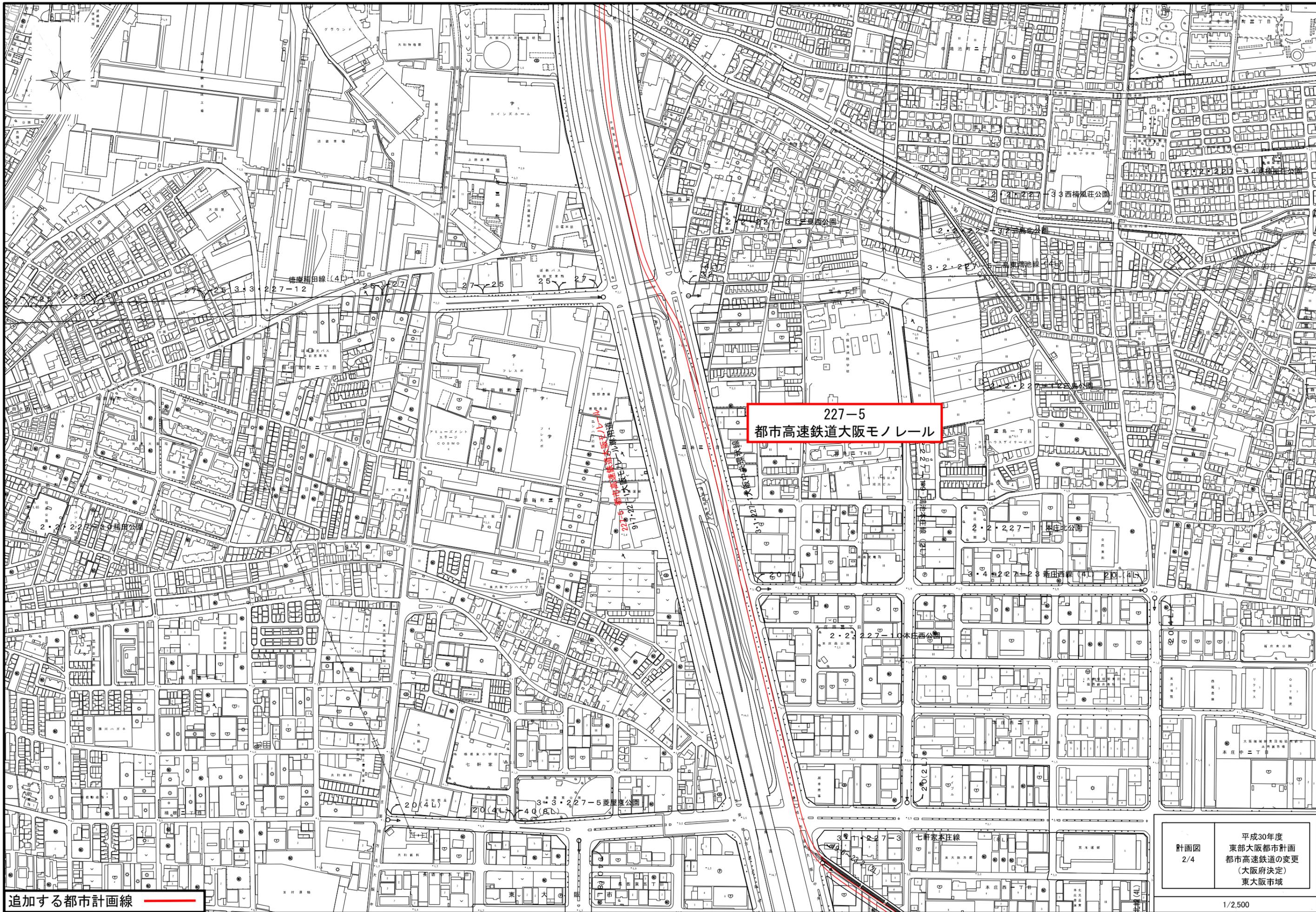
大 阪 市
鶴 見 区

(仮称) 鴻池新田駅

227-5
都市高速鉄道大阪モノレール

追加する都市計画線

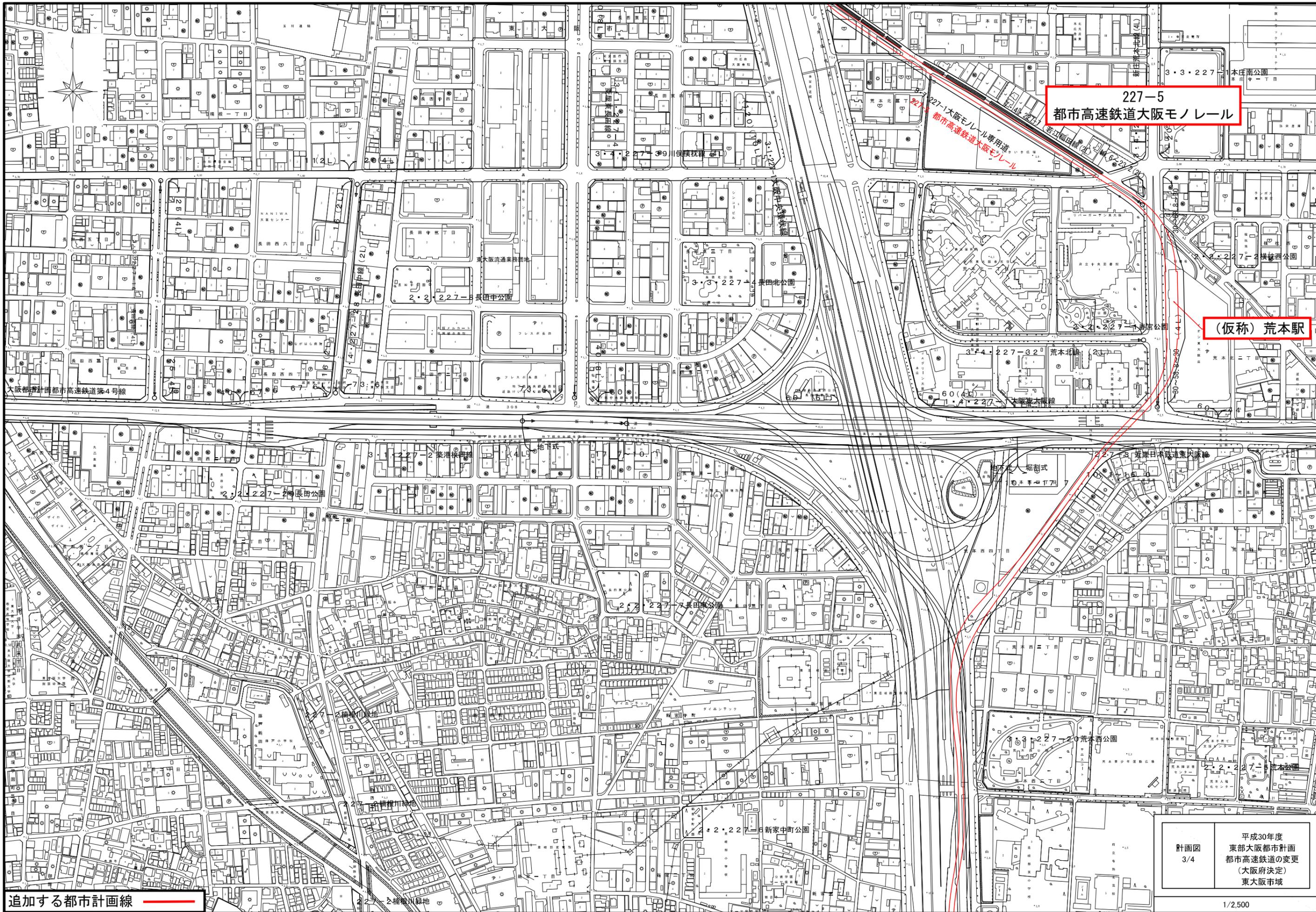
計画図 1/4	平成30年度 東部大阪都市計画 都市高速鉄道の変更 (大阪府決定) 東大阪地域
------------	---



227-5
都市高速鉄道大阪モノレール

追加する都市計画線

計画図
2/4
平成30年度
東部大阪都市計画
都市高速鉄道の変更
(大阪府決定)
東大阪地域



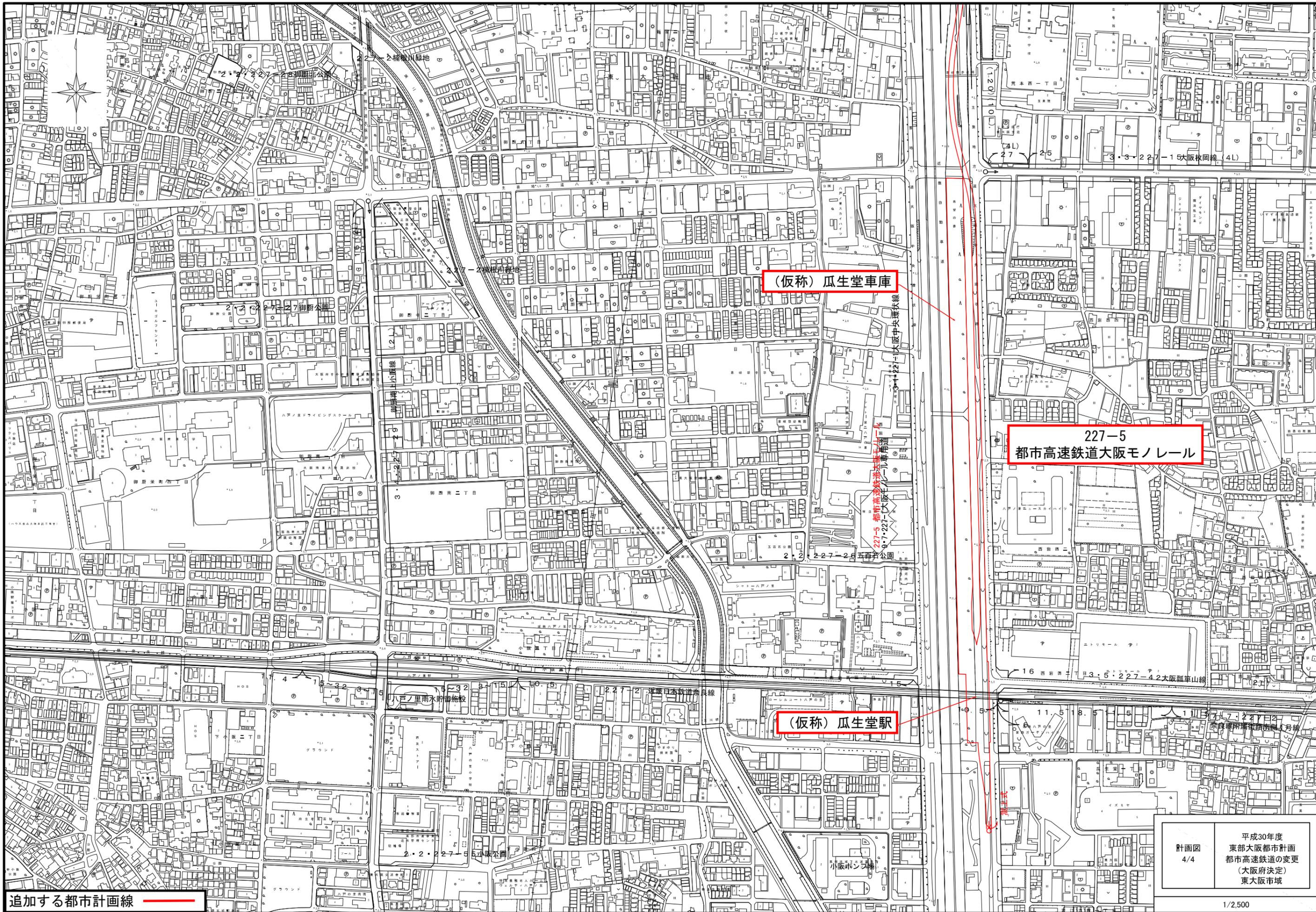
227-5
都市高速鉄道大阪モノレール

(仮称) 荒本駅

追加する都市計画線

計画図
3/4
平成30年度
東部大阪都市計画
都市高速鉄道の変更
(大阪府決定)
東大阪市域

1/2,500



産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）について

1. 施設の種類

産業廃棄物処理施設

2. 位置

泉大津市臨海町一丁目 25 番 1 及び 25 番 5

3. 計画内容

施設名	処理能力	備考（処理する廃棄物の種類）
破碎施設	1,950t／日	がれき類など

4. 理由

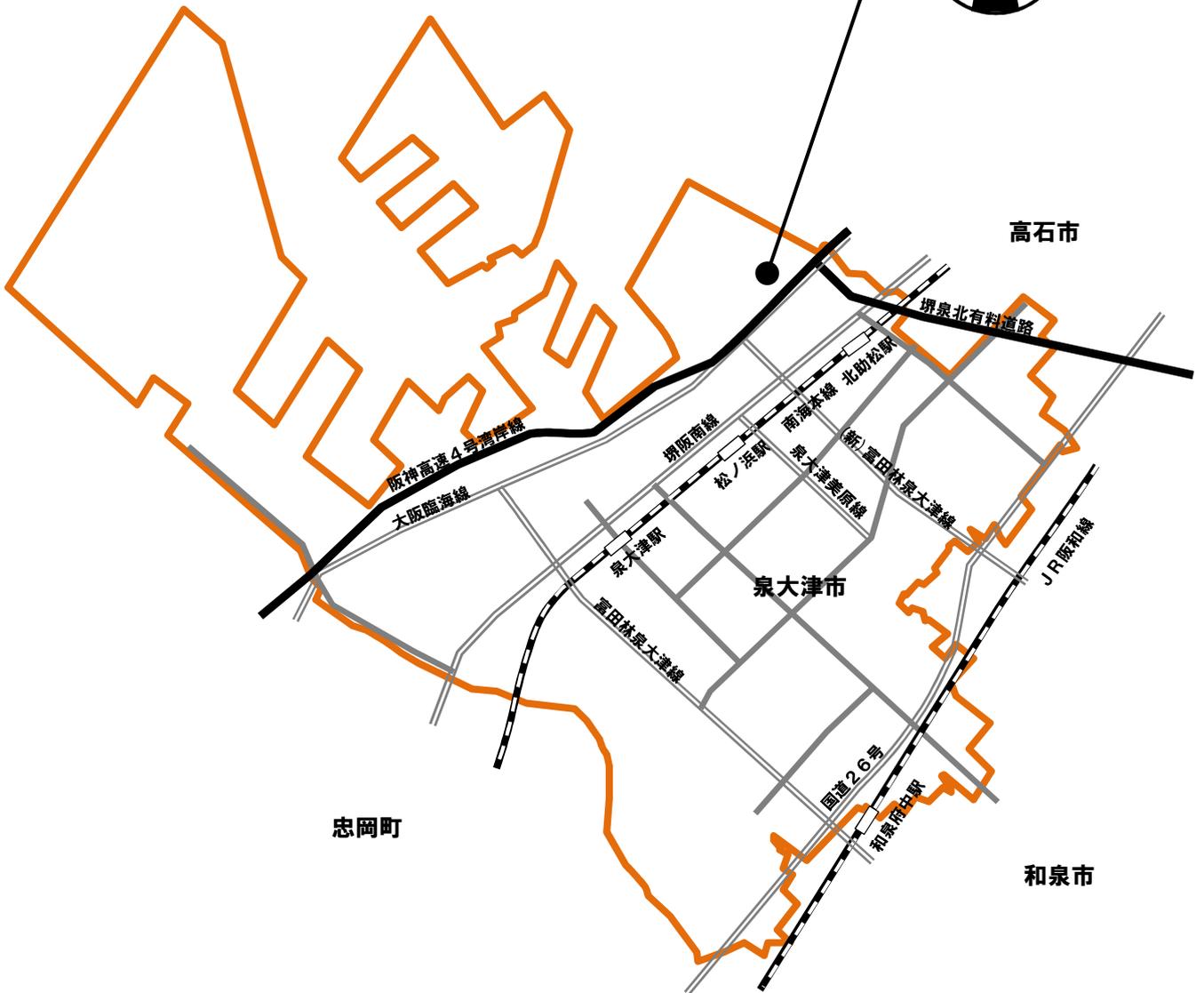
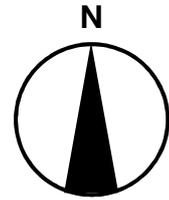
建築基準法第 5 1 条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の新築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（大阪府）において本案のとおり許可するものである。

5. 参考

区域区分 市街化区域
用途地域 工業専用地域

位置図

産業廃棄物処理施設の敷地の位置

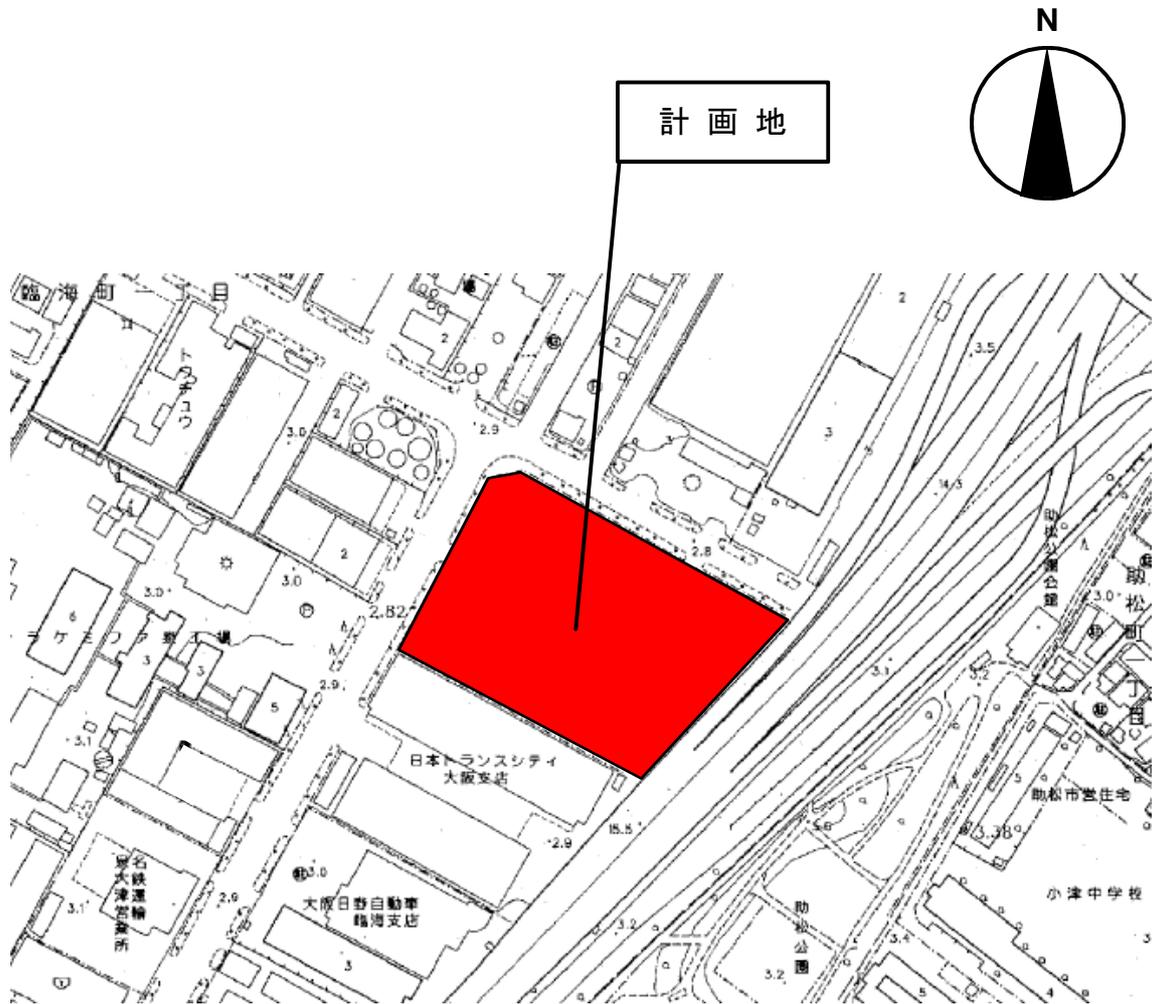


凡 例



市街化区域

計 画 図



凡例	表 示	表示の内容
		産業廃棄物処理施設の敷地の位置

